

平成24年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第2号

平成24年9月6日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 古橋智樹 議員

(2) 佐藤文雄 議員

延会について

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 市長残任期間と政治責任姿勢について
		2. 国の復旧復興費の計画使途不明について
		3. 介護保険税上げと市内施設追加の供給について
(2)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 入札制度の改善について
		3. 市立保育所の民営化について
		4. いじめ問題に対する市教育委員会の取り組みについて
		5. 国民健康保険を命と健康を守る制度に
		6. 下土田の残土問題について
		7. 水道事業について (主に水道料金問題について)

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。会議において、傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁じられておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守していただくことを強く求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議の運営の観点より、より簡明なる答弁をなされることを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

おはようございます。

質問の前に、一言申し上げる次第であります。

8月に開催されましたロンドンオリンピックの感動、特に日本選手団の活躍は、私たち日本国民にとって大きな励みでありました。

当市においては、議会リコールという、まれに見るネガティブな住民間の対立を強いられた後だけに、オリンピズムの尊厳や社会諸原則、哲学から、今なすべきことといった人生観念を改めて再認識するものであります。

日本人としてこの国に何を残せるのか、さらにはかすみがうら市に、次世代を担う子どもたちへ何を残せるのか。現役世代の一人といたしまして、このかすみがうら市の際立った放らつな市政運営の結果に、市外へ赴けば非常に辱めを受けるところであります。

このかすみがうら市が真っ当な地方自治体として、生産力、成長の軌道に戻ることを切に願ひまして、平成24年第3回定例会に当たり、通告に従ひまして一般質問を行います。

第1点目として、市長残任期間と政治責任姿勢について質問いたします。

宮嶋市長、あなたは、事あらば市民の権利を主張されておりますが、議会もれっきとした市民の権利であります。議会は市民の代表であります。その議会の権利を奪おうとする過日の市議会リコールを一市民の権利として主張して先導し、住民投票の請求権を成立できなかった宮嶋市長は、前定例会において、一市民として権利を実行しただけで、私には責任が一切ないとの答弁でございました。市を混乱させた責任を負わないとする姿勢、これこそが宮嶋市長の真の姿であると指摘をせざるを得ないのであります。市長という公職の立場を用いて、日中、政治家だからと議会リコール活動に没頭した事実。一市民の権利と主張するならば、朝8時半から午後5時までの公務中は市長の職に専念し、午後5時以降にリコール活動のほうへ赴くべきではなかったかと私は考える次第であります。

また、市長、あなたがおっしゃるように、けんか両成敗で、我々議会にも責任はあると考えられますが、議会リコール活動のてんまつを見れば、あなたの一存で事を起こし、荒立てた、軽はずみな部分はなかったか、優先すべき仕事は残したままではないか、あなたの周りの恩人、側近の意見さえも余り聞く耳を持たなかったと伺っております。等々、これらのことからすれば、市長、あなたの責任割合は、一步譲っても7割から8割があなたの責任割合であると考えております。市長、あなたが本当に一市民ならば、公的責任はゼロでもいいでしょう。しかし、市長の職でありながら、リコールを先導した事実は免れることはできません。けんか両成敗の過失を相殺して、このリコールによる損失責任は多分に、宮嶋市長、あなたの責任でございます。

私も、一議員としてだけではなく一市民として、我が市の代表である宮嶋市長が就任以来、新聞紙上で日和見主義をさらし、この議会リコールをピークに、私も辱めを受けたわけでございます。

宮嶋市長が一市民の行動として公務の時間を費やしたが、1万筆の署名を超えたとの釈明も、

結果として、その市民に利益をもたらすことができなかつたのであります。

今後の市長の残任期間をいかように立ち振る舞うにせよ、市長の職として、これらの混乱を市に招いた行いの責任をとり、何事もなかつたように市長のいすに座るのではなく、この定例会でみずからけじめをつけることを再度強く求めるものであります。

第1点目として、市長残任期間と政治責任姿勢について、公約専行、リコールによる損失責任、今後の意志について考えを伺います。

次に第2点目として、国の復旧復興費の計画使途不明について質問いたします。

東日本大震災から1年半、この引き続く景気の低迷において、かすみがうら市として震災からの復旧後、復興として国から与えられた財源をもって、市民さらには法人に何を享受させることができたのでしょうか。私たちはその財源をもって今後は何を享受することができるのでしょうか。

現在の民主党政府は、震災後、被災した地方自治体に対し、取り崩し型復興基金の設置を認めました。これは従来の基金の規定に比べまして、被災の状況に配慮され、自由な使途が認められているものであります。従来の基金は、取り扱う自治体が貯金により費用対効果を消さぬよう、さらには死に金とせぬよう抑制をかけた規定であります。この取り崩し型復興基金は、金出し入れがしやすいという利点の反面、欠点も伴うものであります。欠点といたしましては、予算を取り扱う行政側、地方自治体側が事業計画の納期を繰り越す手段としてしまい、市民へ本来伝えるべき費用対効果を先送りしてしまうことにあります。

この被災と景気低迷の影響からいまだに回復できない市民、そして法人にとって、一縷の望みを待っているさなか、国からの支援が効果としてあらわせない先送りは、私たちの納税に対する不信感を募らせるものであります。

当市の一般会計は、通常50億円の税収で、地方交付税と、国・県の補助と起債を合わせ、通常ベースは150億円でありましたが、東日本大震災があつた平成22年度から今年度まで被災地としての特別交付税も加わり、当市の平成23年度決算では20億円もの国の援助が特別交付税として加わっているものであります。当然ながら、交付税ならば根拠として財政需要を示し、交付税として当市に入金されたならば、すぐさま事業を実行することが行政、地方自治体の仕事であります。しかしながら、当市は多額の支援を受けながらも、放射線を初めとした数々の案件も棚上げのままという市民の実感ではないでしょうか。

震災後、宮嶋市長には早急に私は当市独自の復興計画をと求めましたが、独自には策定せず国・県に基づく計画に準じるとの答弁でありました。それから、しばらく経過の後に、復旧関係の事業を並べ、復興計画ですと見積もって書類にしたものの、議会には特段に議論を求めず、ご自身の選挙公約や市議会リコールで、復興計画は棚上げ状態でありましょう。そして、平成23年度の国の支援も死に金状態で、私たち市民は国の復興支援を享受できないというのがおおむねの現状でありましょう。

第2点目として、国の復旧復興費の計画使途不明について、震災後の国補助等の計画執行状況等についてお伺いいたします。

次に第3点目として、介護保険税上げと市内施設追加の供給について質問いたします。

宮嶋市長は社会保障の選挙公約として、国民健康保険税を大幅引き下げとして、時には国保税

を30%下げるとのことでもありましたが、市長ご就任後、現実を見て、近隣市町村並みの国保税率にすると公約を変えたのであります。選挙公約の変遷ということでは、国政においては民主党がマニフェストで、子ども1人当たり年間31万2000円を支給、最低保障年金額7万円、高速道路利用料の無料化、中小企業の法人税率を18%から11%に引き下げ、自立した外交で世界に貢献などと掲げておりましたが、現実、政権与党となり、普天間基地移設や八ッ場ダム建設中止などで混乱し、マニフェストが多分に無理であったかということとともに、国民は期待を外され、国の歩みを空回りさせてしまったということでもあります。

これらのことから、宮嶋市長、あなたも計画が計画どおりに進まない現実の壁にぶつかり、そして、政治資金にかえた約束が足かせとなり、市民の負担軽減と唱えながらも、市民すべてのための市長になりきれないのであります。

そして、この質問の趣旨である、宮嶋市長の、介護保険税の引き上げと、市長肝いりの市内の福祉関連施設増強、これらのことが、当市の現状として、介護特別会計だけでも毎年1億円の増加という現状、そして、ひいては少子高齢化の需要と供給の将来にわたってのバランスがとれているのか否かを伺うものです。

第3点目として、介護保険税上げと市内施設追加の供給について、市の自然動態による需要と供給、そして介護計画との整合性についてお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目、市長在任期間と政治責任姿勢の公約専行、リコールによる損失責任、今後の意志についてお答えいたします。

私が市長に就任してから2年が経過いたしました。この間、市民が主役の市政運営を進めるため、行財政改革を進めながら、公約の実現、実行に努めてまいったところでございます。

7月26日に締め切られた市議会リコールについては、必要署名数にわずかに足りず、残念な結果となりましたが、今回のリコールの一連の流れの中で、従来動かなかった山の一角を崩すことができ、不完全ではありますが、中学生以下の医療費無料化や、議会のまともな議論のやりとりを担保する可視化が進んだことも事実であり、リコール運動の成果であると考えております。

私の任期も残り2年を切っております。まちづくりの将来像である「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」の実現に向けて、本年3月に策定しましたかすみがうら市総合計画後期基本計画に基づき、着実かつ確実に各種施策を進めてまいりたいと、心を新たにしているところであります。

議員の皆様には、今後も市政発展のためにお力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。

2点目、国の復旧復興費の計画使途不明につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目、介護保険税上げと市内施設追加の供給につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

2点目、国の復旧復興費の計画使途不明、震災後の国補助等の計画執行状況等についてお答えいたします。

東日本大震災後の平成23年度の国補助等の執行状況でございますが、震災に係る事業とあわせまして、平成24年度に繰り越しをした事業も一部ありますが、適正に執行してまいりました。

また、東日本大震災に係る復旧・復興事業の国庫補助金につきましては、平成22年度からの繰越額も含め、小中学校施設を初めとする公共施設の復旧事業等に総額で1億8600万円を計上してございます。

さらに、平成24年度に繰り越ししております郷土資料館のしゃちがわら修繕災害復旧工事につきましても、工事発注済みではありますが、早期竣工に向け、担当課と調整を行っております。

なお、国庫補助金等以外の復旧・復興事業の財源といたしましては、古橋議員からお話が合ったとおり、特別交付税のうち1億3000万円、震災復興特別交付税2億9330万5000円、寄附金6678万803円、全国自治協会茨城県災害共済支部建物災害見舞金293万1320円で、計4億9301万7123円となっております。

また、古橋議員からご指摘のありました、当初予算に比べて最終予算額が20億円以上増加した理由につきましてお答えいたします。

当初予算額150億5000万円に対し、最終予算額176億7155万7400円となり、26億2155万7400円増額となりました。理由につきましては、平成22年度からの繰越予算額7億8198万2400円及び平成23年度の補正予算18億3957万5000円によるものでございます。

平成23年度の補正予算の主なものは、歳入では市税で2億1000万円、地方交付税で7億1072万3000円、国庫支出金1億5557万3000円、県支出金1億2220万6000円、市債4億8960万円を計上いたしました。

また、歳出においては、財産管理費の東日本大震災復興まちづくり基金及びまちづくり支援事業基金積立金に7億8213万円、消防費の千代田地区防災無線整備及び災害対策費1億8630万3000円、教育費の下稲吉東小学校耐震補強工事及び下稲吉小学校施設整備工事5億582万4000円、小中学校を含め公共施設の災害復旧費を2億6698万5000円計上いたしました。

また、古橋議員ご指摘の市民法人に対して、先ほど説明した財源が入ってきたのにもかかわらず、享受が得られていないというご指摘でございますが、今後においても必要性等を確認し、事業調整を行って検討していきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、古橋議員のご質問、3点目、介護保険税上げと市内施設追加供給、市の自然動態による需要と供給と介護保険計画と整合性についてお答えいたします。

平成24年度から平成26年度を計画期間とする第5期介護保険事業計画につきましては、高齢者人口及び認定者数並びに介護サービス給付状況をもとに将来推計をしておりますが、いずれも増加傾向を示しております。また、平成26年度の高齢化率は24.3%と見込んでおります。

給付費においては、第4期介護保険事業計画と比較しまして、約8億円と大きく増加しておりますので、介護保険料についても増加しているという状況でございます。

その中で、施設整備につきましては、特別養護老人ホームの増床と有料老人ホームの新設を事業計画で見込んでおりますが、どちらの施設も住所地特例施設なので、市外から転入し当市に住所を移して利用する方の介護サービス給付費は当市の負担とはなりません。

また、介護老人保健施設につきましては、第5期介護保険事業計画には整備計画はありませんが、茨城県の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画において設定されました土浦・石岡・かすみがうら市を圏域とする土浦福祉圏域での整備計画がありまして、当市の被保険者が市外の施設を利用している状況を考慮し、介護老人保健施設整備についての意見書を交付してございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、まず、市長の残任期間と政治責任姿勢について、再度お尋ねいたします。

特段に、改めて責任を負うべき、さらには、私が先ほど議会としても責任はあると申し上げても、市長としては、何も責任はあるとの発言は見られなかったわけでございます。

再度お尋ねします。

市長、本当にあなたは、この市議会リコールという市の混乱を先導した1人として、一切責任はないのですか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この一連のいわゆる署名活動の中で、議会も相当変わってきたと。私もそれに対応するということは、先般の全協でも申し上げたとおりでありまして、今後、議会と市民、市長側との押し合い引き合い、それを通じて市民のための政治を実現していくと、こういう基本姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の答弁からしますと、責任という2文字には一切触れないということですか、お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

こういう問題について、責任とか、そういうことを論じること自体が問題外でありまして、議会に責任があるとか市長に責任があるとか、否決したのは議会の責任であるとか、それは、そういう意味での責任を論ずるものではないと思います。責任問題を論ずるものではないと思います。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長、選挙のときから、市長は市民目線ということで強調されておりましたが、今現在の4万3000人のかすみがうら市民の感覚を察すると、そういう市長がおっしゃった責任をどのように、この我々議会と市長がどのぐらい責任を感じているか、こういうものは、市民の感覚としては求めているということによろしいんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この責任問題を論じること自体が意味がないことでありまして、最終的には選挙結果、あるいはいろんな投票の結果、それがあつたわけですから、それで決めればいいのでありまして、いわゆるリコールのための署名活動を私は市民団体と一緒にやったわけですが、それはいわゆる市民サイドの直接請求権の行使でありまして、それが670という僅差で実行には至りませんでした、いわゆる市議会の議会解散を実行するための住民投票の実行には至りませんでした、それをやった市長の責任であるとか、あるいは、あと670票で議会が解散に追い込まれる、そのまま批判された議会の責任であるとか、そういう責任論を論じても意味はないと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長、市長が先導して活動していた議会リコール、これは市長の政策、議案、幾つかを議会が否決しているということで責任を追及していたのではないですか。そういうことから、この市議会リコールの結果というのは、責任をやはり市民に、市長として、もちろん私としても責任は市民にお伝えする、そういうふうを考えるべきだと思います。

この先、幾ら市長に市議会リコールの責任を問いただしても、この責任という2文字には触れないと思われまので、先に進みたいと存じます。

市長はこの議会リコールの結果にかかわりまして、公式の記録ではない、選挙管理委員会の数えた数ではありませんが、この私的な記録1万筆にこだわられております。それを当市の有権者から差し引きますと、たくさんの署名をとらなかった市民がいるわけでございますけれども、その署名をしなかった市民の皆さんにお伝えできる何かは、今、現時点として何かありますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

任期中を通じまして、4年間の任期中を通じまして、私は公約の実現に努めているところでございます。その一環で、今回のリコール運動があったわけでありますが、このことによりまして、今まで動かなかったことも大きく動いたわけです。さらには、公約の実現に向けて、今まではやや押しが、いわゆる私側の押しが強過ぎたかなと、そういう反省はいたしておりますが、そういう反省の上に立って、今後は引くところは引いて、さらに公約の実現、市民の福利厚生の実現に取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

特に、この日本の古来から、責任をとって腹を切るとか、けじめをつけるとかという儀式がありましたけれども、我々は日本人である以上、それらの尊厳を持って、やはり市民に政治活動をアピールしていくと。これは誰しもの認識であろうと私は思う次第でございます。市長は、仮にリコールが成立したとするならば、議会に対しての責任をさらに詰め寄ったものであろうと、私は察するところであります。

今後の市長の政治姿勢としてお尋ねしますけれども、

一例を挙げるならば、シルバー人材センターからの仕事をとった件でございます。今年度、通年ベースですと900万円もの運動公園関連の管理がありましたが、

先般、文教厚生委員会で運動公園の視察を行いました。確かに、その増額のかいだけあって、芝の管理は従来に比べてはよかったものと私は察しますが、この2500万円があるならば、シルバー人材センターとしても十分対応できる範囲であろうというふうに、私は調査を行ってまいりました。

単年度契約のところが複数年契約、特別委員会のほうもまだ最終までは至っておりませんが、このような強引なやり方、これは今後2年間、そして、これまでの2年間で反省と今後の政治姿勢、これをご答弁いただければと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、古橋議員の今の発言の中で、今回の一括管理、あじさい館ほかの一括管理を請け負った業者が、私の政治団体に資金供与をしているようなお話がございましたが、まず、その点については、何をもちましてそういうことをおっしゃるのか、お答えいただきたいと思っております。そういう事実は全くありません。

それと、いわゆる一括管理のことではありますが、従来はいわゆる市の職員が数名ついて、それで直接指揮監督をして、職員が管理監督をしてシルバー人材から受けた派遣の、いわゆるシルバ

一人材に所属する人を直接監督して、それでいろんな管理をやっていたわけです。そのほか、業者委託になっていたいわゆる光熱管理、光熱部分に関する管理なんかもございますが、あるいは受け付け業務なんかもございますが、いわゆる直接監督をやっていた。そのために職員が役所の中にいたわけです。

今回は、それを抜本的に民間に持っていくというのが当初あじさい館で計画されておった指定管理者制度、指定管理者制度になりますと収入のほうも指定管理者のほうに入っていきますから。その手法を使っているのが、今雪入でやっております、雪入ふれあいの里公園ですか。あそこは一括管理で、1人の業者が全部受け付けから、緑地管理から全部やっております。その中間的なものが、今回、いわゆる一括管理で発注をしたものです。事実、シルバー人材センターについても、従来とは契約方法が違っているんですね。いわゆる任せる形、一括管理ということで任せる形で、富士見塚古墳公園は試行的にシルバー人材センターにお願いをしております。それ以外のところについては、3カ所ですか、3カ所の公園その他については、一括管理でさっきおっしゃった土浦市の業者に渡したと。さらに、歩崎公園については、不調があったものですから、いわゆる入札不調があったものですから、これは現在直営でやっております。いわゆる役場の職員が直接管理監督をして、頼んだ人に直接こうやれああやれと指示をしてやっております。これが一番原始的な形であります。そういった発注の仕方が違うわけでありまして。この検証の部分は今おっしゃったわけでありまして。

私はその検証に触れるのであれば、まだ検証するには早いと思うんですが、もう見た目にも全然違ってきているのは事実でありまして、私は発注したところをそれぞれ回っております。富士見塚も回っておりますし、あじさい館も、あるいはスポーツ公園も回っております。今までと全然違います。今までとは全然違った感じがなされております。ただ、富士見塚公園については、先般ちょっと指摘したのでありますが、いわゆる芝については、まあ満足ではないのですが一応刈ってはあります。いわゆる低木類についての管理がちょっとおろそかではないかということでシルバーの方に、これはシルバー人材センターには、ことし1年試行的にできるかどうかやってみなということで、お願いをした経過がございますので、ことしのシルバー人材センターのいわゆる管理の仕方、これによって来年発注方法を考えていきたいと思っております。今のところ、やっぱりシルバー人材センターには、いわゆる監督がないわけですね。芝の管理をする、あるいは植木の剪定をする、フジづるをとる、そういったことを管理監督する人がシルバー人材センターにはいないんですね、職員はいるんですが。給料計算したり、そういうことをやったりする職員はいるんですが、管理監督をする職員がいないんです。これは、しかし、ある程度は面倒を見ていくのが市の立場でありますから、そういったきっちりとしたシルバー人材センターの指導も含めて、担当部にはシルバー人材センターとよく打ち合わせをするようにということを、つい10日ほど前も申し渡したところで、指示したところでございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時54分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいまの古橋智樹君の政治資金の関係の発言につきましては、議長において、後刻会議録を調査の上、処置することにいたしたいと思います。

改めて、市長に申し上げます。

反問権はございませんので、反問権もお取り消し願いたいと思います。

一般質問を続けます。

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

引き続き、政治姿勢についてお尋ねいたします。

市長がこれまで、選挙来、用いてきました医療費無料化、さらには国保税の引き下げ、さらには水道料金の引き下げ。この無料、引き下げ、これらは行政の実務として、イコール、市民の負担、無料にすること、引き下げること、これは我々の市民の負担で賄う。この認識についてはいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いかなる行政サービスも、市民負担なくしてはあり得ないわけであります。だれも総論は賛成ですね、改革に関しては。総論は賛成。各論になると反対です。自分の既得権益を奪われることに対してはだれも、だれもじゃないんですが多くの人が反対します。そこがやっぱり改革の問題点でありまして、私は、無料、あるいは引き下げ等も必要なものはどんどんやっていかなくてはならないと思っています。

例えば、子育ての支援については、もうどんどん進めるべきであります。しかし、一方で、はっきり申しますが、高齢者に対する過剰サービスということもやっぱり問いていかなくてはならないと思います。そういうことで、私は大変評判を悪くしているのは覚悟はしております。しかし、そういったことをあえて言うのが政治家であります。そういう総論賛成、各論反対ということは、私はまずいと思います。やはり改革すべきところはどんどん改革していく。そういう中で負担も出していく、サービスも必要なところへどんどんふやしていくと。そういう姿勢で今後も臨みたいと思っています。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の答弁からすると、無料、引き下げというのは市の財源をもってかえるというふうに理解したいんですが、よろしいですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

どういサービスについても、先ほど申しましたように無料でできる行政サービスというものはありません。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そしてこの政治姿勢として、特に、市長は改革と称しまして、経費の、人件費を初めとした削減をこれまで提案なさってきた。我々議会としても定数を減らした後も、協力できる部分は協力してきたというふうに私も認識しております。

しかしながら、幾らこの景気の回復があろうとも、やはりこの経費の節減だけではこの市は守れない。やはり税収をとりに行くところはとりに行く。守るだけではなく攻める部分もあるという。

ですから、この市長が特に専行してやられている経費の節減、これだけでは中長期的には成り立つのか、成り立たないのか、お考えをいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん経費の節減だけでどんどん財政規模を縮小させていくということだけでは、問題は解決しないわけです。一方で、税収も確保していかななくてはなりません。そういった意味で、市の振興策というのは必要であります。

私は、この振興策の中で、経費の配分もそうありますが、振興策の中でも考えていかななくてはならないのは、やはり2つのキーワードがあろうと思います。それは老から若へ、すべての政策や何かを、そういったものを組み合わせて振興策を図っていく。さらには官から民へです。官から民へという、そういういわゆる余計な撤廃は取っ払っていくと。そういうことで官から民へ活力を移行することによって市の振興策を全体に図っていくと。

そういう、私は、この2つのキーワードを絶えず考えながら行政に当たっているところでございます。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、そのキーワードの1点をお尋ねしたいと思うんですけれども、老から若へということで、最近の報道でも少子高齢化、不景気が続く中で、若者が高齢化率を支え切れない、こういったマスコミの報道が目に見えるようになりました。

当市では、昨年度、敬老祝金を削除したいということで約500万を減らすという、500万の対象を一部で減らすということで、我々の採決としては現状のまま残しました。

確かに、今の現役世代の中でも40代以下、これが、特に貯金、貯蓄、これが非常に苦しい世代である。この東日本大震災や景気の低迷の中で、今よりも時代のよかった世代に、市長を初めとする世代、それが現役世代として、私の年齢ぐらいのときにある程度景気がついてきて、仕事をすればそれに対する対価があった。そういうものを積み上げてきて、皆さんもご承知のとおり、

日本国全体の中の貯蓄の大半を60代以上の方が割合を占めているという統計もあります。そういった中で、冬眠している預金を動かそうとか、そういった取り組みも政府でしているわけでございます。

私としては、そういうことであるならば、これまでの市長の政策とともに、敬老祝金の削除だけではなく、もっとこの残りの残任期間の中で実行できるような事業提案を私はすべきだというふうに思いますけれども、何か具体的な、建設的な、老から若への金のシフト、何かこの市としてできるもの、何かお考えはありますか。

○議長（小座野定信君）

宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

政策的に行政の中でやっていくものは、典型的に言えば、例えば敬老祝金の77歳になったら7,000円をいただくということは、それはお年寄りにとっては楽しみであります、果たしてそういったことが、今、行政経費として支出すべきかどうかというのは大いに疑問であるという観点から、昨年、条例改正案を出させてもらったわけでありまして。

それと全く対比されるのが子育て支援策です。中学生以下の医療費の無料化については私は100%実施を目指して、中学生以下の医療費の無料化ですね、これを100%実施を目指して条例案を提案したところでありますが、いまだ100%実施には至っていないということで、これは議会の皆さんとも相談をしながら、今後100%実施に向けてやっていくと。さらには、きょう民主党がまた寝ぼけたことを言い出しましたが、子ども手当を倍にするとかっていう話であります、確かに、民主党が今言うから寝ぼけた話になっちゃうんですが、これはやっぱり、こういうことも考えていかななくてはならないと思います。

しかし、その根本原因である、古橋議員がさっきご指摘になった市の振興策をこれとどう絡めてどう関係づけていくのかということではありますが、私はさっき申し上げましたように、産業誘致策として、前にもお話をいたしました、いわゆる福祉を一つの産業であると、ビジネスチャンスとしてとらえて、これに積極的に取り組むことによって、いわゆる市の雇用機会をふやしていくということも大切ではないかと。人によっては、福祉産業は低賃金の環境にあるということを申す人がおります。しかし、低賃金であろうと何だろうと、まずはいわゆる職場環境がないことにはどうにもなりません。職場環境がないことにはどうにもなりません。いわゆる、3K、3K部門ということで、福祉産業というのはなかなか就業者が少ないと聞いております。そういった意味で、福祉業界の中でもいわゆる職員の奪い合いが始まっているような、始まっているというか、そういう奪い合いが今現実にあるようであります。いわゆる人は足りないんです。福祉産業に従事する人は足りないんです。業者間で奪い合いがあるわけですから。しかし、一方、就業を希望する人は少ないということは聞いておりますが、それは余りにも急成長しているので供給が追いつかないという面もあろうかと思っております。ですから、福祉産業のすそ野というのは非常に広いと思います。いわゆるそこに従事する職員の教育まで含めて、育成まで含めて福祉産業でありますから、そういうのを丸抱えでやっぱり市として対応していくという、積極的に取り組んでいくという姿勢が私は必要であると、そういうふうに思っております。もちろん自動車産業やあるいはIT産業とか、そういったいわゆるハードの工業、いわゆる従来産業、工場誘致と言われ

たようなことも大事ではあるかと思いますが、現実的には逃げていく工場のほうが今は地域によっては多いわけでありますから、そういったことを踏まえ、今後福祉産業の占める比重というのは振興策の中で大きくなっていくというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、前回、前々回ですか、その中で、福祉産業は世の中には確かに必要ではあります。需要も高齢化率という点では確かに必要ではありますけれども、主産業ではない。ある意味、語弊があるかもしれませんが、ベンチャー的な部分であるというふうに私は見ている部分もあります。

そういった中で、本市、現状の法人税収の中では、市長が今おっしゃった中では逃げる企業、工場を撤退する企業ですね、統合して、上稲吉なんかにもそういうことで神奈川のほうから工場を統合してこちらに来ていただいて、いろいろこちらのほうでも、企業誘致の条例で優遇させていただいたこともありますけれども、現状として、税収は非常にプラスの面が見受けられるということもあります。

私は、ここで何を言いたいのかということ、政治姿勢の質問ですので、これまで2年の中で本当はこういった、市長が先ほども言った税収を求めることも必要だとおっしゃいましたよね。そういう意味では、やはり市長の政策、そういったものと並行に取り組む姿勢が必要であったというふうに思うわけです。そして、今後2年間、市長のいろいろな改革もよろしいでしょう。それとともにそういった、いわゆる行政の王道的な部分、こういったものを市長公室の企画の部門にしっかりとやらせる。仕事をさせる。これが市民への還元であり、市民の負担軽減につながるわけがあります。

しかしながら、前回の質問で、私、地域活性の質問をしました。これについては、2回目の質問以降時間がなくてできませんでしたけれども、非常に、市長の心を感じない答弁だったんですね。商工会への支援を引き続き行い、自治金融の、自治金融と言ったか、ちょっと記憶はございませんけれども、利子補給等だの、これまでの通年の常套句みたいなことを答弁でおっしゃったんですね。私は、こういうものを市長が力を注いできた市議会のリコール、こういう力を、本来はこういうところを優先に向けるべきだったというふうに私は思うんですけれども。

その反省点はいかがですか、ありませんか。

今後、この市議会リコールを経て、そういったものにまずは取り組む。それで市民に利益を還元する、そういうお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市の産業の振興策、あるいはいろんな誘致等も含めてであろうと思います。

さっきお話ししました福祉産業についての考えは別にしまして、これは、今かすみがうら市に立地している企業、この人たちを大事にするということも一方で、いわゆる引きとめ策と申してはあれですが、市の産業を大事にするということも必要だと思います。そういう意味で、私はリ

コール運動をやっていてそれをおろそかにするなんということは全然していませんで、そっちはそっち、こっちはこっちでやっていますから。

例えば、従来ずっと聞いてもらえなかったということで、私が今回取り上げたことの何点かを申しますれば、カスミさんの子会社で、中貫の工業団地の中に工場があそこにあるんですが、そこに行ったときに、あその工場のわきあたりが長年冠水していてどうにもならないというのが、言っても取り組んでももらえないんだと。そういう工業団地として誘致しておきながら、長年そういう状態を放置しておったということで、これは、即指示をしまして調査に当たらせました、昨年。現在のところ、土浦市側に排水のいわゆる末端があるものですから、土浦市側と協議をしまして、協議が調いまして、多分もう工事に入っていると思うんですが、そういう解決をする。これは、こんなことも大事だと思います。

さらには、今現在問題になっているのは日立建機の霞ヶ浦工場について、あその道路の問題で新たな問題が出てきております。これは、私、昔、町長時代からの懸案であったんですが、何とか、大型車両の通行に関する事なんですが、水資源道路の通行を、今、日立建機が50トン、70トンの車両をあそこへ入れておりますが、これが今風前のともしびになっております。水資源公団では、あそこは通っちゃだめだということを書いてきました。それに対して日立建機側と一体となって、何とかこれを改善策を図っていくと。その解決のためには、膨大な費用がかかるかもしれないんですが、日立建機をかすみがうら市にこのまま立地していただくという、立地を続けていただくということは、かすみがうら市の、ある意味では生命線にもなっていますから、大事なことだと思います。

さらには、あその霞ヶ浦工場の近くの、今、下水の問題等についても取り組んでおりまして、佐藤議員からはいろいろご指摘を受けておりまして、必要ではないんじゃないかということもありますが、今、工場側の希望等も聞きながら、これも慎重に対応して、工場が少なくとも、かすみがうら市の姿勢が悪いために、行政の対応が悪いために逃げていっちゃうなんということは絶対あってはならないことでありまして、むしろ、呼び込むことも大事であります、そういういわゆるアフターケアというか、工場側の、時々工場も回って、いろいろ苦情を聞きながら対応していくというのも、これも長い意味では、大きい意味では、いわゆる市の振興につながっていくと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、そこまでおっしゃるんでしたら、やはり、市議会リコールというものはネガティブな内容ですから、地域の法人、外から見ても与信を減らすものでありますから、私は慎重にやるべきだったというふうに申し上げます。

それに加えて、市長はこの政治姿勢の中の一つとして、日本の借金を、国債ですね、国債を返済するためにさらに赤字を起こす、こういった体質は現実でありますけれども、地方自治体はまた違います。にもまして、当市は地方交付税を多分にいただいている自治体ですから。私が申し上げたいのは、市長が、その財政危機、訴えられている、例えば臨時財政対策債が空手形であるとか、そういったことは、この市の三百数十億の起債の残高と余り私は整合性がない。市民にと

っては単なる不安を助長するだけのようになっている。私は、この点についても、もっと慎重に訴える。もし市長が、そこまでやはり根本的には国のことを解決しなければならないんだというのであれば、いずれ近いうちにある衆議院選挙、こういったものに、やはり市民のために、市民にかわって政治をとるといふならば、こういったものに、私は、臨むことも市長のポリシーであろうというふうに思いますけれども、いかがですか。国政に臨む、そういったお考えはおありなんですか。河村たかしさん、減税日本ということで非常に国政に前向きであります。いろいろつながりもありますでしょうし、市長のこれまでのポリシーとも似ている部分もあると思いますので、ぜひその辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のお話を聞いておりますと、どうもネガティブな部分が強調されがちであります。すべて住民投票、いわゆるリコール活動についても、あるいは市の振興策についても、ネガティブ、ネガティブにこうお話をされるわけではありますが、私は逆にポジティブ、ポジティブにお話をしております。ポジティブにとらえるならば、大きい山が動いて、可視化も進みというふうに私はとらえていますから、全然、市政は進んだというふうにとっていますから、前進したというふうにとっています。だから、全然ネガティブにしか考えておりませんので、その部分は大分見解が違ふと。

そういう中で、国政の話であります。私は今残す任期は2年弱になりましたが、その任期を、今、お話ししましたように、改革のために、ですからその国の改革をここの部分にいてやるということは、これはできないわけです。国のほうは国でやっているわけですから。しかし、我が市の、いわゆるやりたいことが国でやっていることが障害になる場合、私は大いに異議は申し立てます。国でも県でもどんどん言うことは言います。そんなことはやってもらったら、そんな規則で縛られたら困るよとか、それはきちんと言います。

しかし、この市の中は独自に、やっぱり国とは別に、国はもうさんたんたる状況です。我々もさんたんたる状況です。この状況から、自分は自分で努力していくんだと。その姿勢は、やっぱり市民にも理解してもらって進めなくてはならないと思います。

そういう絡みの中で、臨時財政対策債の話は出てくると思うんですが、地方交付税が今まで潤沢だとおっしゃいましたが、地方交付税は10年前は45億あったんです。今は35億になっちゃっています。その10億はどうなったのというと、予算規模は変わってなくて収入も変わっていない、ほかの収入も変わっていないんですから、それが臨時財政対策債の10億になっただけなんです。それは、今までは国が借金して交付税という形でくれたわけですが、今度は国は自分で借りろと。だから、我々が銀行へ借りに行行ってサインして、10億を自分の名義で借りてきているのが臨時財政対策債です。かつては、それは交付税で来たものです。その臨時財政対策債というのは、いわゆる経費部分のまるっきりの支出ですから、特別にあの事業、この事業というわけでないですから、全く国の赤字国債に匹敵するものだということで、私はこれは国が言うからこれだけ発行できるんだということではなくて、やはりこの縮減にも努めるべきだということを私は思っております。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

その臨時財政対策債、今後2年間市長として頑張りたいとおっしゃるなら、もっとポジティブに考えるべきだと私は思います。金利も1%あたりでしょう。なおかつその金利も国から後で補てんされる。普通の企業であればなかなかこんな条件で借りられない。今、この国難に当たっては、それぐらい市長としてポジティブに取り組む。無用に市民をあおる材料と、私は、しないのが筋だというふうに思う次第であります。

それから、ポジティブに考えればということでおっしゃいましたけれども、リコールの後の談話、記者会見等、押しやり引いたりということは、ポジティブに考えたりネガティブに考えたりする必要があります。そういう意味では、バランスを持って今後2年間の政治市政に当たっていただきたいというふうに、強く申し上げます。

続いて、国の復旧復興費の計画使途不明について、2回目の質問をさせていただきます。

1回目の答弁からすると、何の過失、負い目もないというような川尻市長公室長の答弁に感じたんですけれども、実際、その震災以降に入ってきた通称特交という特別交付税ですね、これの執行率。細かい数字はいいです。半分だとか、3分の1とか、そういうものを実行している。ただしその中で、1回目の質問で申し上げた取り崩し型基金のような形で、今回の条例提案の中にありますけれども、そういう一環だと思いますけれども、そういったものは未執行として、何割、その20億以上のお金、そういったものをこれまで執行できたのかということでご答弁いただきたいんですけれども。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

先ほど、補正予算の中で18億何千万ということで説明したと思うんですけれども、18億3957万5000円のうち、一番大きいものが、要は積立金で、9億600……

○議長（小座野定信君）

公室長、パーセンテージで聞いているので。

[古橋議員「割合でいいです」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

執行割合を知りたいと思うんですよ。

○市長公室長（川尻芳弘君）

すみません。執行割合についてはちょっと手持ち資料がないので、後で報告したいと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時25分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けます。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今、川尻さんが答弁した中でも、既に半分は積み立てたということですよ。ですよ。今、おっしゃった中だと。

私としては、言い方は悪いかもしれませんが棚上げなんです。死に金なんです。やっぱりこういう復興費、これをやっぱり速やかに実行するというのが、私は人件費の削減よりも先に市長が職員に命じる。これが市民のためであります。

しかしながら、関連として申し添えさせていただきますけれども、市長は、今、JA土浦に対して補助金の返還を迫っておりますけれども、私からすれば、この復旧・復興のこの時期に、しかも農家の皆さんに十分風評被害の対策も正直手ごたえとしてまだまだ足りていないでしょう。そういう中で、これを金を返せというのは自分のことを棚に上げて、悪く言えばですよ。私は、もっと、だったら有効に使ってくださいと言えるような事柄だと私は思います。

そういったことで、今後、その復興に関する国からの予算、役所の中のどういう体制で市民、法人にその利益を還元できる、どういう体制でやるのかお尋ねしたいと思います。予算が余分であれば、今までの現状のまま企画にやらせるだけでは予算執行はできないはず。この人員を減らしている中で、まあ、ことは公約と違って人を入れるのかもしれませんが、どういふうにその復興として国から来た予算を市民にいち早く届けるか、それをどういう体制でやるか、お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、これ2点あるんですかね。農協のほうと……

[古橋議員「農協はいいです。結構です」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いいですか。農協もそれは全然話が……。

[古橋議員「お任せします」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

委員会でやったと思うんですが、知ってのとおりです。

この基金の問題ですが、何か基金にため込んじゃって使っていないんじゃないかというようなお話みたいなんですが。

今、復興基金の現在高は7億1600万だそうであありますが、いわゆる基金に積んでおくのは、今後これは取り崩して復興に使っていくという前提でありますから。じゃ、どの程度今後かかっているのというのが当然予想されると思うんですよ。まず、庁舎が5億近くかかるでしょう。まあ四、五億かかりますよね、千代田庁舎が。それから、私の頭の中でざっとあるのは、この復興のために水道をつなぐという、これ2億5000ぐらいかかりますね。それから、防災無線整備し直しですね。これもやっぱり4億5000かそれ以上かかると思います。それをざっと見ただけで十二、

三億かかる。だから、復興基金の七、八億では足りないわけです。これ、何かどこかへ使っちゃえってということですか。そういうことではないと思うんですが、これはとってあるけれども当てるお金ですよということです。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ですから、そういったものをお考えであるならば、議会にちゃんとその計画をしっかりと示したことがありますか。私は、ないから言っているんですよ。

それで、これまでの特交、特別交付税の形は根拠をもって財政需要ということで、県に相談して国に最終的に申請していると思うんですけども、どういう財政需要としてやったんですか。千代田庁舎の復旧のために財政需要が必要だということを出したんですか。

答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

23年度におきましては、国のほうで補正予算が4回実施されました。国の補正予算に係る市の状況につきましては、第1次補正予算にて災害廃棄物、瓦れき等の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理事業国庫補助金2435万8000円を交付決定を受けました。平成23年度の財源となっております。これに加え2620万、地方交付税の追加が行われました。

第2次補正予算では地方交付税の追加交付が行われ、1億3268万7000円の歳入となりました。こちらにつきましては、庁舎の関係の財源となっております。

第3次補正予算では、千代田庁舎機能の千代田公民館講堂への移転に係る経費につきまして、市町村行政機能応急復旧補助金1858万5000円の交付決定を受け、平成23年度の歳入となっております。こちらが仮庁舎移転の費用でございます。また、消防防災通信基盤整備事業費補助金2190万円の交付決定を受け、平成24年度への繰り越しとしております。これに加え、震災復興特別交付税が23年度は新たに創設されまして、2億9330万5000円の歳入となっております。こちらが先ほど市長が言った基金のほうに積み立てている一部でございます。

第4次補正予算においては、地方交付税の追加交付が行われ、657万8000円の歳入となりました。

いずれも特別交付税の内容となります。

古橋議員が言うように、どのように請求したのかということでございますけれども、先ほど言った千代田庁舎の内容につきましては、こういうふうに壊れたんだよというようなことで、市のほうから国のほうに伝えた内容でございます。細かい積算というのはないかというふうに思っております。ですから、この一つ一つ交付されている数字でございますけれども、国のほうで恐らく算定基準があったのかと思うんですけども、こちらから、どのように細かく壊れたんだよというような報告ではなかったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

これまで再三、千代田庁舎、早期に復旧をやってくれといろいろ議会も意見を言った時期がありましたけれども、その後、それをやはり復興という位置づけで、今、庁舎が分散している、この無駄なコストを早くこの期間にまとめてやる、そういう計画の示し方が1回も議会に私はないと思うんですよ。こう聞けば、そうやっていきますという。やはり計画というものを市民に見せて、そういったことによって、いつからこの千代田庁舎は復旧できるんだなということに対して、いろいろ関連の復旧も、この市役所の皆さんだけでなく、市民だって、やはり何かしら需要、利益に結びつけられるような形を、今、この景気の悪い中ですから求めているわけですよ。ですから、市長公室長のその机の上だけでわかるのではなくて、それがやはり市民に伝わるとというのが地域の活性であろうと私は申し上げたい。

そして今後、今回の条例提案で出ていますので、そこで時間があればお尋ねしようとは思いますが、やはり速やかに予算を執行する。これが市民の負担軽減でもある。そういうことを、私はいま一度市長のご認識としてお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何回も申しておりますが、いわゆる復旧・復興に向けて、今、設計をしたり、あるいは年次配分で計画を立てているわけです。水道の復旧についても、防災無線についても計画を立ててやっております。そのことにつきましては、議会にもご報告を申し上げ、また私は市民の皆さんに対しては、今回の市政懇談会等でも逐一何年度にはこうなるよと、例えば、庁舎については、来年の今頃には戻れるんだよという具体的なお話をしております。お金もこのぐらにかかるんだよと。

そういう中で、復興基金は今七、八億あるわけでありましたが、千代田庁舎のいわゆる復旧費については、国のほうの考え方としては、この一括の復興特別交付税という形で、もう国のほうではやったんだよという認識が多分あるのではないかと思います。しかし、我々としては、市側としては、今からこういう細かい見積もりが出たんだよと、これについては持ってもらいたいと、こういうことで、今、かすみがうら市だけではなくてほかの市町村でも、県内何カ所もこういう事例はあるわけです。今回の震災で修繕を億単位で必要とされる自治体というのはあるわけですから、そのほかの自治体と連携を組み合わせながら、国のほうに請求をしております。しかしなかなか国のほうも、それはもう特別交付金で出したんだからもうやらないよと。そう言われちゃうと、何だかんだ今からかかる総額というのは、今言った3つだけだって十二、三億はかかっちゃうわけですから、この七、八億あるものはとても足りない。そうすると、一般財源から今度は持ってこなくてはならない。そういう話になります。あるいは、借り入れをしなくてはならない話になります。そういう意味での基金であります。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

この先、私からすれば、いささか予算の執行のスピードが遅いということで訴えているんです

けれども、これを私が重ねて質問しても水かけ論になるかもしれませんけれども、一言。

中には、復旧として予算をいただいて発注した下水道が、入札で流れている。復旧しなくていいような下水って何ですか。非常に疑問があったりするわけですよ。入札で流れている、震災の被害のあった下水が入札で流れているんですよ。復旧しなくていい下水ってあるのかという、不思議にそういうことがあったり。まあ細かい点を、あらを言えばいろいろあるかもしれません。

とにかく、私は、予算の執行のスピード、これが市民のためであり、皆さんが仕事としてやるべき目標の一つであろうと思います。もちろん正確性も必要です。ルールに基づいた予算執行、これをぜひ市長先導のもと、この2年間、速やかに千代田庁舎の復旧を初め、防災無線、千代田地区と霞ヶ浦地区との水道の接続、こういったものを速やかに取り組んでもらいたいということをお願いしまして、次の質問に移ります。

介護保険税の引き上げと市内施設の追加の供給について質問いたします。

先ほど鈴木部長からは、住所地特例ということで、仮に転入者が来ても当市が負担することはないということで答弁がありましたけれども、今いろいろ、そういった中でも生活に困窮していて生活保護費をもらったり、いろいろさまざま結果として市の負担が出るようなケースもあるというふうに察してはおりますけれども、実際どうですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今お話しいただきましたように、他市町村のほうから転入する方で、生活保護者の方もいらっしゃいます。そういう方につきましては、転入元の市町村のほうと協議しまして、市のほうに負担にならないようにというようなことでやっている状況でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

具体的に一つ挙げますと、生活保護費などはどういう関係で支給されているのですか。お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

介護保険入所者につきましては、あくまでも生活保護費につきましても、以前にいた住所のほうで支給してもらおうということで行っております。市のほうで新たにこちらに住所が発生したという段階で、保護費がふえるということとはございません。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

細かい話になりますけれども、それは自治体間の申し合わせですか。それとも省令等で、法令等で決まっている話ですか。

○議長（小座野定信君）

鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、申し合わせではなく、決まっているところでございます。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私としては、できるなら当市の自然動態の介護認定の需要に合わせて施設があるべきというふうに思いたいんですけども、現実には介護事業者を営む皆さん、中には社会福祉法人もありますけれども、建物を建てたからには、やはり中に入居者を入れなければ収支が合わないわけですから。そういうことで、特にこの千代田地区は、介護保険制度が始まってから早く施設が複数出て、入居者も市内だけで足りなければ、やはり外のニーズにもこたえていたという、実際はあるかもしれせん。

そういう状況の中で、市長が福祉を産業とするということは高齢化率等を踏まえれば理にかなっているところはあるんです。しかしながら、今介護保険の会計は1億ずつおおむね上がっています。これをやはりどうにかするということが、先ほど老から若へという考え方がありましたけれども、これを市長として、1億ずつふえていく、これはやむを得ないのか。

そういう中で、市民の負担、これは頼むしかないということで介護保険税を引き上げたんでしょうけれども。今後もこの介護保険制度を、市長の福祉産業という構想の中ですり合わせ、これうまくいくんですかね。ちょっと、市長がこれからやりたいということでもありますけれども、いろいろリスクもあるんじゃないかなと思います。実際に、従来この市の中で介護保険事業をなさっている皆さんにとっても、市長の答弁であったとおおり、ある程度の介護をできる技術を持った人、これもやはり人材も少ない。そういったこと等々。不安要素があるわけですけども、これが現実高齢化だけではなくて、少子化ということもあります。

市長、いかがですか。この介護保険税引き上げをしなければならぬ、1億ずつ上がっている、この実態の中で、今後、施設を追加して福祉産業とリンクしていく。ちょっと私としては、肥大してしまうおそれがあるんじゃないかなと思うんですが、その辺の自信はいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、いわゆる福祉を市内の振興策としてとらえる私の考え方、基本的な考え方についての問いかけであろうかと思えます。

かすみがうら市の介護保険が1億ずつ上がっていると。これはもちろん市内の、いわゆる高齢化率も、介護保険の受給者率も上がっているわけです。そういうことで、もともとかすみがうら市にお住まいの方ですよ。ですから、かすみがうら市の施設に入っている人とか、あるいは、かすみがうら市では施設が足りない部分もあります。そういうところで小美玉とか石岡とか土浦の、かすみがうら市からそっちへ行っている方も含めて、いわゆるかすみがうら市の介護保険で対応していますから、いわゆるそういうかすみがうら市民の介護受給者の比率は高まっているのですから、これはやむを得ないと思います。これはかすみがうら市だけではなくて、もう日本全国至

るところそうなんです。そういう状況があるので、介護保険はどこの市町村でも苦慮しているところですよ、これは上がっていますよね。かすみがうら市だけの問題ではないです。

そういう中で、かすみがうら市の置かれた場所というのは、東京から、1時間で行ったり来たり、行っても来ても1時間でできるわけですから、こういう立地の中で、東京はどうなんだろうかと。東京でも同じように爆発的にふえています。今後、都内の高齢化率というのは、高度成長のときにどおんといった人が、一気に今から高齢化、ちょうど私らの年代ですから、それから後ですから。まだ、私らは大丈夫だけど、あと10年もすると介護保険のあれになってきます。早いのはもう介護保険の世話になっています、私らの年代でもね。そういう人たちが都内でどおんとふえるわけです。東京だけでは絶対面倒見切れないんです。

国交省も躍起になって、いわゆる高度成長期につくった住都公団の公団住宅を、今まで5棟あったやつを3棟にして、高齢者向けにつけかえるとか。そういうことを国交省まで躍起になって始まりました、厚労省だけではなくて。厚労省はそういった福祉政策の中心ですが、今国交省までそういう福祉対策で国交予算を使うと、そういう方向へ行っています。ですから、公団住宅をつくりかえて高齢者向けにしたときには1割補助を出すというのは国交省の補助金で出ているんです。厚労省の補助金ではないんです。それほど今は、介護を要する高齢者というのは今から爆発的にふえるわけです。

これを、いわゆる市の振興策で使っていくことについての危惧だと思うんですが、これは今の制度では住所地特例ということで、あくまでも特例です。特例ですから一般的ではないわけです。一般的ではないんです。住所地制度ではなくて住所地特例制度なんです。特別な制度なんです。東京の人がかすみがうら市に来て介護保険を受けるときには、東京の介護保険を使わせると。そういうことで、うちのほうも施設の認可も出しているし、そういうことでこの特例制度を絶対やめるなということ、市長会を通じたりなんかして申し入れしています。これはいずれ特例なんていうことでは済まなくなると思いますよ、最終的には。特例じゃなくて、もう東京の爆発的なお年寄りも周辺の100キロ圏で引き受けると。そのかわり、介護保険はもう東京のものを使っても、要するに東京のものとか、かすみがうらのものとか、あるいは千葉の介護保険とか関係なく、本当は全国一律の介護保険制度にしちゃえば、そんな問題は出ないんです。どこで面倒見たって国税でやるわけですから。国の介護保険でやるわけです。でも、現状は国保税もそうですし、介護保険税もそういうことなんで、特例制度とか行政のかじ取りが難しくなるわけです。

でも、難しくても、私はビジネスチャンスであるし、それを特例制度をうまく使う、あるいは都内の、いわゆる出し側の自治体と協定を結ぶとか、そういうことで私は解決できると、そういうふうには思っていますから。従来の常識から言ったら成り立たない商売なんです、あえて商売と言わせてもらうけれども、従来の常識から言ったら成り立たない商売です。でも、私はこれは大いなるビジネスチャンスだと思っています。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長が今る福祉産業についてのニーズをご説明いただきました。否定はいたしません。

しかし、現実として周りの市町村を見ると、私もまめに情報収集しているわけではありません

けれども、そこまで積極的に福祉を取り入れようとする市町村が、この県内の中あるのかなというのが実態、わかりませんが、不安に感じます。

その介護の需要と供給のバランスで、保育所だと待機児童ということでありましてけれども、この介護についてはそういった入居を待っている方、そういう何か指数みたいな形をご説明、当市の状況ですね、説明いただけますか。

[保健福祉部長「施設入居者に」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長、指名してからにしてください。

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました。

ただいま古橋議員からありましたように、入所希望する方につきましては、各施設において待機者名簿みたいな形で確認してございます。今この時点ですと各施設どれだけちょっといるかということは把握、ただ、ちょっと数字的には持ってございませぬが、いずれの施設においても申し込みがあった方につきましては名簿みたいなものを、登録した名簿的なものがありまして、それぞれあきが出ますとその段階で判定委員会を開きまして、入所を決定するというようなことでやってございます。状況としましては、施設入所希望する方は多いというふうな形で認識はしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の答弁で簡潔に言っていたかかったんですけども。

例えば、先ほど生活保護の話、ちらっと関連で触れましたけれども、実際、市長が福祉産業ということで株式会社の参入をさらに進めるのかもしれないけれども、介護保険制度のやっばり法ができて、その後、制度の浸透というのは、やはり株式会社の皆さんの力があつたから制度として安定したのかなというふうにも私も思いますけれども。その需要と供給のバランスで、今とんとんだというように私は答弁から感じたんですけども。実際はこの入居の費用というのは、市民の感覚からすると高いと思うんですけども、これがもうちょっと払いやすければいいんでしょうけれども、世帯分離させてですね。生活保護を何とか受けて、入居の足しにするとか、そういうトリックもあるのかもしれないし、決してこれはトリックと言っても違法だとは言いませんけども。

私としては、市長はそう積極的におっしゃいますけれども、それよりはやはりこの2年間の中で先にやるべきこと、防災関連、庁舎、水道の接続、そういったものに先ほどの答弁と同じ情熱を向けて取り組んでいただきたいと思うわけです。

石川副市長は、たしか私の知る限りでは高齢者プランにかかわっていたかどうか、そういう部門にいたかと思っておりますけれども。

鈴木部長に再度お尋ねしますけれども、市長のその福祉産業の構想と県の高齢者プラン、どう

ですか、高齢者プランはそういう積極的な部分というのものもあるんですか。私は、ほかの市町村と同様、慎重に抑制を図っているように私は思うんですけども、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

県のほうの介護保険の支援計画等につきましては、原則的なところにおきましては、各市町村の見込み等を合わせてつくったと、数字的なものを合わせてつくったというような状況でありまして、それぞれの市町村において見込み、要望等があればふえますけれども、全体的な話としては、県としては、そう特段強い拡大の方針は持っていないと。ただ、あくまでも、ここでも先ほどありました老人保健施設のほう、要望ありますけれども、それぞれの市町村のほうの数字を見込んでの計画というような考えでございます。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

介護事業を営む株式会社さんも、施設などの資産を自社資産ということにしていくと、なかなか資金繰りも大変だという状態は伺っています。そういったことで、市長が言うようなさらに高齢化率が騎馬戦型から肩車形式になるというような形、これを株式会社だけで足りる、バランスがとれるのかというのは、今後の不安材料だと思いますし、私としては、今回、市長は介護保険税の引き上げをご判断されましたけれども、市内の介護事業を営む法人、社会福祉法人等は非常に慎重な姿勢であります。市長の供給を産業と結びつけるところを、私は非常に危惧しているというふうに伺っております。

これは市長にお尋ねしてもいいと思うんですけども、そういうことで供給が多過ぎても問題がありましょし、需要を一気にこの市に呼び込むという、この近年の形も市にとって負担もふえますし、既存の介護事業者にとっても非常に負担、財政的な部分であったり、人的であったり、そういう不安もあると思うんですけども、ぜひ、市長のその構想は審議会を、もっと専門的な形をつくって、ぜひそういう構想を議会としても論議できるような場で、この2年間の中でやるのであれば、これまでの市長の行政改革へのエネルギーと同じぐらいに防災のこともやりながら、ぜひご提案いただければと思いますけれども。最後に一言そのことについてご答弁いただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私の福祉事業に対する考え方ではありますが、基本的にこれは民間事業者がやることでありまして、自然にほっておけばそうなるわけです。ただ、今の法律が介護保険制度が各市町村単位という法律に縛られちゃっているんで、うまくいかないわけです。だから特例制度というのは、住所地特例制度というのがそこに出てきて、何とかバランスを保っているわけです。

私が言っている、いわゆる福祉事業はプラチナ産業だと言っているのは、そういうことをまだ県だと言っていません。こんなことを言っているのは、作家で一人言っているのが今いますね。

いずれこれは自然の流れですから、そういう自然の流れを法律でへんぼうな形にしたって、それはとめられるはずがないんですよ、行く行くは。だから、そういう、いずれ介護保険なんかは全国一律にするしかないと思います、最終的に。ただそれを過渡的に。今、特例制度でカバーしていますが、それをうまく利用して、それをフルに使って東京側の自治体と協定するとか、事業者と協定するとかで事業を導入する。そういうことによって市の振興策を図っていく。来るのは事業者ですから、全部投資は事業者です。市が金を出すわけではないです。介護保険さえ何とか市の負担にならなければ、やったほうが得です。何でそれがほかの自治体が気がつく、気づかれちゃうとこっちの商売にならないから、気づかないうちにどんどん進めようと思っていますが、これは事業者がやることです。事業者サイドで言うと市内の既にやっている事業者、そういう事業をやっている方は、今度はどう考えるかという、そういう事業者が市内でふえるわけです。そうするとさっきもお話したように、従業員が少ないわけです。そういう福祉産業の従事者というのは3Kと言われて、従事者が少ない。だから、ほかの事業者は余りいい顔しません。でも、その事業者でも伸びている事業者はほかへ行ってやっています。例えば、神立病院さんなんかはあっちこっちでつくっていますね。でも、市内につくってもらっちゃ困るよと言うんです。かすみがうら市。それはちょっと虫がよすぎるんですよ。自分は外へ行っている、市内にはつくってもらっちゃだめだというのは、具体名を出して言っちゃ悪いけれども、それはないでしょう。五分で勝負してもらうほかはないんです。民間産業というのは、民間事業というのはみんな五分のリスクでやっています、お互いに。場合によったら、パイが1つならこっちがつぶれば、こっちが伸びる。こっちがつぶれば、こっちが伸びるで、食うか食われるかでやっているんですよ、今民間事業というのは。福祉産業だってみんなそうです。福祉産業の事業を営んでいる人はみんなそうなんです。それを今度は行政がどうコントロールして、全体としてふやしていくかという方向性を示せばいいわけです。かすみがうら市は、私はそういう方向性でいくということを行っているわけです。その際、気をつけるのは、市の介護保険を少なくともよそよりは上げないよと、そういうことです。近隣並みはしょうがないですね、これはね。そういうことであります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩にいたしたいと思っておりますがいかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。続いて発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄でございます。

国会では8月29日、日本共産党など7つの野党・会派が提出した野田首相問責決議が、参院本会議で賛成多数で可決されました。問責決議は、消費税増税を強行した野田政権と民主・自民・公明の3党談合を断罪したもので、その可決は、民・自・公増税連合に痛打を与える結果となりました。この問責決議可決をつくり出した最大の力は、増税に反対する国民の世論と運動だと思います。野田首相はこの結果を重く受けとめて、速やかな解散・総選挙で信を仰ぐべきであります。

当市においては、市長みずからが先頭に立って進めてきた議会リコール運動が本請求までに至らず、不調に終わりました。今後は、市長と議会が粘り強く話し合う、住民アンケートなどをする、市民の意見を聞く努力が必要だと思います。そのような意味では、8月に連続して開催した市政懇談会は、市民の声を市政に直接反映させる有効な取り組みだったと評価できます。私もその立場から一般質問を行います。

1、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

問1、放射線対策本部の取り組みの現況報告及びその実績と今後の除染計画について伺います。

震災から1年5カ月、もうすぐで6カ月がたちます。しかし、今回の震災被害は未曾有であり、特に、福島第一原発の水素爆発でまき散らされた放射能被害も甚大であります。この放射能によって、以前との環境から比べると私たちは少なくとも4倍から5倍の放射線を浴びている環境の中に住んでいることになります。一度降った放射能は消えることはありません。今は、主に雨によって汚染能が低いところに流され、土壌に濃縮して蓄積している状況となっており、大ざっぱな測定では汚染度が高い場所はわかりません。

私は前回、柏市の取り組みを紹介し、特に子どもの生活環境となる小中学校、保育所、幼稚園等については、地表高さ5センチにおける空間線量率についても、毎時0.23マイクロシーベルト未満を目標に除染を実施するよう要請しましたが、市長は国の除染ガイドラインを盾に、市の独自の取り組みについては拒否いたしました。また、除染した土については、施設内処理が原則だとの回答でした。

1、きめ細かい測定が肝心です。環境の変化を考え、放射線量の測定位置について地表5センチを加えることはできないか。

2、汚染土壌の保管場所について公共施設内、主に小中学校、保育所、幼稚園等ではありますが、での埋設処理ができない場合、市独自に仮置き場を設けることができないか。

3、土浦市は、民有地の除染の対応方針を公表し、除染対象区域内で中学生以下の子どもがいる家庭を優先に放射線測定、除染の作業に取り組んでおります。当市では民有地の除染対策をどのように考えていますか。

4、原発事故による健康不安を払拭するために龍ヶ崎市は、18歳以下と妊婦を対象に、甲状腺エコー検査費用とホールボディカウンターによる内部被曝線量検査費用の半額を助成すると発表しました。牛久市は既に実施、東海村も甲状腺検査を始めるとしております。この健康調査について市長は、検討していきたいと答弁しておりますが、方針は固まったのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

問2、学校、保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の放射性セシウムの検査体制について。

市民の不安は、低線量の放射能の長期にわたる被曝の影響であります。外部被曝とともに、内部被曝に対する対策を強化することが求められております。その基本は食の安全です。

1、9月からは3台による検査体制が見込まれるとの回答がありました。給食食材の検査の拡充と自家栽培の食材を安心して食べられるよう、気軽に検査できる体制について。

2、また、毎日継続して摂取する食材から放射性物質を取り込まないために、5ベクレルを超える米、小麦、牛乳などは給食に使用しないこと。

3、土壌の放射性セシウムのサンプリング調査実施について、対策本部の検討結果は出たのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

問3、東電への農畜産物及び水産物にかかわる損害と、市の対策費用の請求の現状について伺います。

政府は7月19日、東京電力の家庭向け電気料金の値上げ幅を平均8.47%とする方針を決定し、9月1日から実施されます。今回の値上げは、原発事故対応にかかる東電の負担を家庭や中小企業に押しつけるものであり、許せません。

一方で東電は、誠意ある賠償を怠っているのが実態であります。東電への賠償請求の現況と今後について答弁を求めます。

問4、霞ヶ浦の放射性物質対策について再度伺います。

霞ヶ浦の放射能汚染対策について、市長は前回、行方、土浦、阿見等とともに連携しながら考えていきたいと答弁していますが、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

問5、地域に根差した自然エネルギー対策について伺います。

原発は、もともと現在の技術ではコントロール仕切れない危険なエネルギー源であります。停止中の原発を再稼働するのではなく、原発から撤退し、自然エネルギーや省エネルギーを柱にしたエネルギー戦略を確立することこそが国民の安心にとって不可欠であります。

当市でも住宅用太陽光設備補助制度の実施を始めましたが、県内には土浦市を初め自主的にバイオマスタウン構想を策定した自治体が7つもあります。当市でも、地域に根差した自然エネルギー対策は考えているのでしょうか、答弁を求めます。

2、入札制度の改善について。

問1、希望価格の事前公表と最低制限価格にかかわる問題点について伺います。

入札談合の研究者である鈴木 満氏の調査によると、地方公共団体側は予定価格等の事前公表の理由として、透明性の確保と価格低下を期待を挙げております。しかし同氏は、それは表向きの理由であり、本当の理由はボーリング工作、いわゆる予定価格や最低制限価格、この情報入手する、こういう工作であります。業界ではボーリングと言っておまして、市長もこのボーリングの言葉を発言していると思います。これに対して、秘密を守るコストや職員が不祥事に巻き込まれるリスクを回避することにあるとし、同氏の調査では、事前公表と落札価格の低下の関係はいまだ明確ではなく、予定価格を事前公表すれば落札価格が低下するとは必ずしも言えない

としています。また公正取引委員会も、入札談合防止の効果を断定できないとしております。

私は、希望価格の事前公表と最低制限価格の設定をやめ、公契約条例を制定すべきと考えます。7月26日及び8月22日の水道事業の工事にかかわる入札結果を含め、市長の見解を求めます。

問2、公共事業発注における地域バランスとすみ分け入札について。

さきの議会での質問で総務部長は、結果のみですみ分けの判断は難しいと述べ、入札制度検討委員会での課題としました。その検討結果は出たのでしょうか。

また、道路工事関係における発注量の地域バランスについて前議会での一般質問の答弁で、霞ヶ浦地区の件数及び発注総額が千代田地区より多いことがわかりました。この数値の違いはどのような理由があるのでしょうか、答弁を求めます。

問3、指名競争入札をやめ、一般競争入札を原則とすることについて伺います。

指名入札から外された業者が古河市に損害賠償を求めた裁判が行われていますが、下妻地裁の判断は、地方自治法は一般競争入札が原則で、それ以外は例外的なものとする。長は、特定の業者を指名する義務はなく、業者にも指名を受ける権利は認められないとしました。

つくば市では9月から市発注建設工事について、原則として一般競争を全面導入することを決めました。当市も指名競争入札を全廃し、すべて一般競争入札にする決断をすべきと考えます。市長の答弁を求めます。

3、市立保育所の民営化について。

問1、市立さくら保育所民営化に当たって、父母、保護者に対する説明や意見聴取の取り組みの問題について伺います。

私は、児童福祉法第24条の市町村の保育実施義務は、公立が基本であると考えます。その立場から、市立保育所の民営化には反対してまいりました。しかし、市も議会も保育所の民営化を進める市立保育所運営事業者選考委員会条例を今回の3月議会で可決いたしました。

問題は、さくら保育所の民営化に当たって父母の会などの保護者に対して十分な説明と理解を得ていたのかということでもあります。私は選考委員会にかかわって初めて保護者から、民営化に対する不安の声が大きいことがわかりました。市長は、これら父母の会などの声を聞いているのでしょうか、答弁を求めます。

問2、市立保育所運営事業者選考委員会条例の課題と問題について伺います。

選考委員会条例は、ことしの3月27日に施行されましたが、第1回の選考委員会は8月4日でありました。選考委員に選出された保護者からは、市側の来年4月1日実施ありきのスケジュールに異議が噴出したしました。

第1回目の開催がおくれた理由は何でしょうか。スケジュールについて選考委員会では変更等の答申は出せないのでしょうか。市長及び担当部長の答弁を求めます。

4、いじめ問題に対する市教育委員会の取り組みについて。

繰り返し起こる学校でのいじめ問題、大津市で起きたいじめは深刻な事態です。重大なのは、事実を隠ぺいした学校や教育委員会の姿勢であります。いじめ問題を通じて、今、日本の教育のあり方が問われています。

問1、いじめ問題にかかわる市教育委員会の取り組み状況について。

問2、いじめの緊急実態把握の状況について。

問3、当市のいじめ未然防止と早期発見の対応について。

以上、3点について教育長の答弁を求めます。

5、「国民健康保険を命と健康を守る制度に」について。

問1、県内市町村の国保税の課税状況について伺います。

当市は昨年、応益割である均等割を大幅に引き上げる国保税の改定を行いました。その結果、平成22年度と平成23年度の本算定の国保税額を比較すると、引き上げとなる世帯数が2,773世帯、全体の41.3%です。一世帯当たりの平均増額が年間で4万2440円となることが市民部長の答弁でわかりました。県内の直近の国保税の課税状況はどうなっているのか、近隣市の試算結果についてお伺いをいたします。

問2、国民健康保険証の未交付状況についてお伺いいたします。

国保証は命と健康を守るかなめであります。その国保証が未交付状態では、国民皆保険制度とは言えません。当市にはどれだけの未交付世帯がいるのでしょうか。また、その実態は把握しているのか、お伺いをいたします。

問3、国保の広域化についての問題について伺います。

市長は、県内の被保険者間の均衡が図れ、財政が安定するとして広域化は必要との認識を示しました。しかし、規模が大きい保険者ほど一人当たりの保険料、税が高く、収納率も悪いとの調査結果もあります。

したがって、都道府県単位での広域化は、規模の大きい市の高い保険料に全県下統一される可能性があります。また、都道府県単位の広域連合になれば市町村の一般会計からの繰り入れがなくなり、さらなる保険料高騰に拍車をかける可能性が高いのではないのでしょうか。改めて市長の見解を求めます。

6、下土田の残土問題について。

下土田の残土事件から3年が経過いたしました。いまだに残土は放置されたままの状態であり、本当に農地として活用されるのかが疑われます。

現在でも、当市や近隣市町村でも不法な残土事件が後を絶ちません。このままでは茨城県は、首都圏のごみ捨て場になる危険性があります。

問1、施工業者からの完了届は出されたのでしょうか。その後の刑事告発はどうなったのか。

問2、市農業委員会の現状認識について、農地としての法的手続はどのようになっているのか。

問3、当市においてその他、残土問題にかかわる事件はあるのでしょうか。

以上3点について答弁を求めます。

7、水道事業について、主に水道料金の問題について。

問1、土浦市並みに1立方を基本料金にして、使用した分だけ支払う従量料金制度にすることについて伺います。

昨年の第4回定例会で、市長提案の水道基本料金引き下げ条例案を議会は否決しましたが、改めて提案する考えはありませんか。市長の答弁を求めます。

問2、県との実施協定の見直しについて、再度市長の認識を伺います。

さきの議会で市長は、必要のない水は買わないと述べ、県中央広域水道の実施協定の日量24万

立方への施設増設については検討中であるので、経過を注視していきたいと答弁し、実施協定の見直しについては言及いたしませんでした。

ところが市長は、霞ヶ浦導水事業促進協議会の総会に出席し、導水事業の促進を求める決議に賛成し、新たに副会長に就任いたしました。このことは、実施協定に従って水開発を進めることに同意したことになるのではないのでしょうか、市長の答弁を求めます。

問3、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係について改めて伺います。

前議会で私は、茨城県内の給水実績と地下水、既存及び新規水利権の現況を示し、新たな水開発は貴重な地下水資源を放棄することにつながり、水道料金の大幅引き上げになると指摘しました。

市長は茨城県の水需要実績と計画についてどのように考えているのですか。問2とあわせて答弁を求めます。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目、1番、放射線対策本部の取り組みのうち、原発事故に伴う健康調査についてお答えいたします。

原発事故に伴う健康調査の実施につきましては、県内の状況を見ますと、牛久市を初めホールボディカウンターによる内部被曝検査に取り組む自治体も出ておりますが、基本的には県あるいは国において必要性を認め、取り組むべきと考えております。

しかし一方では、科学的な根拠が乏しいというような意見がありますが、依然として市民の放射性物質による内部被曝、健康に対する不安も払拭されないという状況が続いておりますので、これら市民の不安の声にこたえるべく、ただいま早急なる運用を目指して、具体的な取り組み内容を検討しているところでございます。

まだ詳細は決まっておりませんが、その検査費用について、市が補助金という形で負担をするという内容でございます。

今後、さらに具体的な制度内容を検討し、関係する医師会や医療機関に対する協力の要請、市民への周知など、時間を要する部分もありますが、12月定例会には制度内容を説明し、議会の理解が得られれば新年度予算で対応してまいりたいと考えております。

1点目、2番、学校、保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の検査体制につきましては、総務部長及び教育部長からの答弁とさせていただきます。

1点目、3番、東電への農産物等にかかわる損害と市の対策費用の請求の現況につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目、4番の霞ヶ浦の放射能汚染対策についてお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、当面は環境省と茨城県が流入河川などのモニタリング調査を行っておりますので、その結果を注視してまいりたいと考えております。

しかし、霞ヶ浦の放射能汚染対策は水源や水産資源の安全性の確保、水産業保護と存続の観点から大変重要な施策と認識しておりますので、今後とも国、県や他自治体との連携を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

1点目、5番、地域に根差した自然エネルギーの対策につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、1番、希望価格の事前公表と最低制限価格にかかわる問題点についてお答えいたします。

この質問はこれまでに何回もいただいておりますが、入札制度については入札制度検討委員会で検討を重ね、希望価格の事前公表と最低制限価格の設定を含め、現在の入札制度となっております。

また入札結果につきましては、年2回入札監視委員会を開催し、委員よりご提言をいただいている状況であります。前回の入札監視委員会では、全体的に見て落札率が下がってきているので、今後の推移を見守るとのご意見もいただいております。いろいろな考え方があろうかと思いますが、現時点では、現在の入札制度で実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

また、公契約条例につきましては、野田市初め川崎市、多摩市、相模原市等で設定されており、国分寺市、渋谷区では今年度、議決を受けている状況であります。平成23年第1回定例会でもご答弁申し上げましたが、周辺市町村に動きがないことから、公契約条例の設定については現在のところ実施する予定はございませんので、よろしくお願をいたします。

2点目、2番、公共事業発注における地域バランスとすみ分け入札については、総務部長からの答弁とさせていただきます

2点目、3番、指名競争入札をやめ、一般競争入札を原則とすることについてお答えいたします。

3月議会においてもご質問をいただいておりますが、現時点での一般競争入札は、希望価格が50万円を超える建築工事及び50万円を超える建築コンサルタント業務等で行っており、その他については指名競争入札で実施している状況でございます。

この案件につきましても、入札制度検討委員会で検討を重ねてまいりましたが、さきの入札制度検討委員会では、50万円を超える業務委託につきましてはすべて一般競争入札で実施することで決定されております。

また建設工事につきましても、130万円を超えるものにつきましては一般競争入札を導入する方向で現在検討をしている状況でありますので、よろしくお願をいたします。

3点目、市立保育所の民営化につきましては、昨年度から具体的に進めた経過はありますが、民営化に移行期間が少ない、父母等の意見を聞く必要があるというようなご指摘を受け、1年間延長した経緯がございます。その後、市立保育所運営計画の策定などに取り組みながら、本年度がスタートしましたが、父母に対する説明不足や市立保育所運営事業者選考委員会の立ち上げなどがおくれたというご指摘につきましては、重く受けとめ、反省させていただきたいと考えておりますが、平成25年4月からの民営化というスケジュールは変更することなく進めたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

なお、経過等の詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、いじめ問題に対する市教育委員会の取り組みにつきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

5点目、1番、県内市町村の国保税課税状況、2番の国保証の未交付状況については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、3番、国保の広域化についての問題につきましてお答えいたします。

国民健康保険の広域化につきましては、本年第2回定例会でも佐藤議員から質問をいただき、「県内の被保険者間の均衡が図られ、財政が安定するなどのことを考えると広域化が必要であり、可能であれば国の制度とすることも必要であると考えております。」と答弁をいたしております。

現在、広域化に向けては、県が作成した茨城県市町村国保広域化等支援方針に沿って具体的な取り組みが進められているところですが、各自治体間における国保税率の高低差等が課題の一つと聞いておりますので、大きな変動が生じないよう協議をしたいと考えております。

社会保障制度の根幹である国保事業については、財政悪化による今後の運営が大変危惧されているところですので、健全な国保事業を行うためにも、まずは県単位の保険事業の広域化が必要であると考えております。

6点目、1番、施工業者からの完了届とその後の刑事告発について、3番のその他の残土問題にかかわる事件については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、2番、市農業委員会の現状認識について問うにつきましては、農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

7点目、1番、土浦市並みに1立米を基本料金にして、使用した分だけ支払う従量料金制度にすることについてのご質問にお答えいたします。

1立米からの従量料金制度に係る条例改正案は、平成23年第4回議会で提案をさせていただきましたが、議会で否決になったことから、水道料金につきましては、議会の考え方が変わらない様子から、当分の間、現状を維持してまいりたいと考えております。

7点目、2番、県との実施協定の見直しについて、再度市長の認識を問うの質問にお答えいたします。

霞ヶ浦導水事業促進協議会につきましては、平成6年に発足し、霞ヶ浦導水事業の建設促進を国等に要望してまいっております。霞ヶ浦導水事業の目的の中には、霞ヶ浦の水質浄化と水道用水の確保がございます。県西用水については霞ヶ浦の水質浄化、県中央用水については水道水源の安定確保ということになろうかと思っております。

このたび霞ヶ浦導水事業促進協議会の副会長となったわけでありましたが、必要以上の水は購入しないとの立場に変わりはありませんので、この点を踏まえて事業の見直しを含め、今後とも協議会の運営に参画をしていきたいと考えております。

7点目、3番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係について改めて問うのご質問にお答えいたします。

佐藤議員ご指摘のとおり、事業が完成すれば水源管理費や減価償却費が基本料金に加算され、受水費の増につながると理解しております。現在、霞ヶ浦導水事業については検証中であり、水道用水供給事業についても今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員のご質問の4点目、1番、いじめ問題にかかわる市教育委員会の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

滋賀県大津市のいじめによる生徒の自殺を受けまして、文部科学省においては文部科学大臣談話を発し、いじめの根絶に向けた取り組みを行っているところであります。きょうも文部科学省の方針として、全公立中学校にいじめ相談員を置くという記事も掲載されておりました。

茨城県内でも常陸太田市で、8月中旬にいじめを起因とする中学生が自殺という痛ましい事件が起きたことは、大変残念なことであります。県教育委員会においても、緊急にその対策を講じているところでございます。

かすみがうら市教育委員会におきましても、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題と改めて深く認識をし、危機感を感じ、早急に対策を講じることといたしました。

7月中旬にいじめに関する調査を行い、実態を把握し、またいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるため、7月、8月の定例教育委員会におきまして協議、検討をしまして、「いじめ問題の対応の手引」を策定しました。これでございます。お持ちのことと思います。大きな題として、子どもの心の動きや願いが見えていますかという手引を策定いたしました。この手引を8月31日の学校長会において私のほうから説明をし、そして9月3日、始業式の日小中学校全職員に配布し、対応の徹底を指示したところでございます。

また同日9月3日に、本教育委員会から保護者と児童・生徒あてに緊急メッセージ、いじめから大切な命を守ろうというおしらせを配布し、理解と協力をお願いいたしました。いじめを見抜く観察力を磨き、未然防止、早期発見、早期解決のための一つの手だてになってほしいと願っております。いじめを絶対に許さない学校をつくるとともに、日ごろから児童・生徒が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見、早期対応を進めているところでございます。

今後も、定期的に各学校の取り組み状況や実態を把握するとともに、学校と緊密な連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

4点目、2番、いじめの緊急実態把握の状況でございますが、7月に平成24年度1学期中の緊急調査を行った結果、いじめの認知件数は小学校13校中5校で7件、中学校4校中2校で3件ありまして、内容は身体的なことをからかう、物を隠したり壊したりする、無視をするなどというものであります。被害児童・生徒の親からの訴えやアンケート調査から発見したものが多く、本人への指導、保護者への連絡、協力依頼などで対応しております。これらについては、すべて解決済みとなっておりますが、各学校においては継続観察をすることとしております。

また、いじめの実態把握のためには、定期的に児童・生徒から直接状況を聞く機会を設ける必要があります。そこで、すべての学校においてアンケート調査の実施をすることとしております。

さらに、教職員と児童・生徒との間で日常行うことができる個別面談や日記、生活ノートなどの活用も推進しております。

4点目、3番、当市のいじめ未然防止と早期発見、早期対応についてお答えいたします。

未然防止につきましては、学校教育活動全体を通してお互いを尊重し、生命や人権を大切にす
る態度を育成し、友情のとうとさや生きることのすばらしさや喜び等について適切に指導するこ
と、特に、道徳の時間を中心とした心の教育を通して、このような指導の充実を図ることを指導
方針として示しております。同時に、いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一
人の生徒・児童に徹底させるため、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめる行為
と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認
識を児童・生徒に持たせるよう指導しております。

早期発見につきましては、さきに述べたアンケート調査や教育相談を定期的に行うとともに、
家庭との連携を密にすることで対応してまいります。

早期対応につきましては、いじめを発見した場合は、いじめた子ども、いじめられた子どもへ
の個別の指導を徹底するとともに、双方の家庭にいじめの実態や経過等について連絡し、双方の
家庭の協力を求めていくよう指導しております。

教育委員会としましては、学校におけるいじめの問題の状況について実態の的確な把握に努め、
個々のケースに応じた適切な対応を行うよう努めてまいりますのでご理解を願います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員のご質問にお答えを申し上げます。

1点目、1番、放射線対策本部の取り組みの現況報告及び実績と今後の除染計画につきまして
お答えをいたします。

まず、地表5センチメートルにおける放射線量の測定についてでございますが、本市ではこれ
まで国のガイドラインに沿った市の除染基準に基づいて、地表1メートルと50センチメートルの
高さで測定をしており、引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、汚染土壌の保管における市独自の仮置き場の設置についてでございますが、除染により
発生した汚染土等は敷地内で処理をするのが原則でありますので、今後も除染をした敷地内で処
理するようお願いするところでございます。

次に、民有地の除染対策についてでございますが、市内の放射線量は市の除染基準である0.23
マイクロシーベルトを下回っている状況ですが、局所的には放射線量の高いいわゆるマイクロホ
ットスポットが確認はされております。

市の除染基準において、民有地の除染につきましては所有者の判断により除染を実施すること
としており、市民の身近な生活環境の放射線量を把握していただくため、空間放射線測定器の無
料貸し出しを行うとともに、その際に除染作業マニュアルを配布し、必要に応じ除染を行って
いただくようお願いしてきたところでございます。

1点目、2番の学校、保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の放射性セシウムの検査体
制につきましてお答えをいたします。

現在の検査体制につきましては、17の小中学校のうち、給食を調理していない2小学校を除く15学校分の給食を月曜日から木曜日にかけて1日3カ所と、7保育所分の給食を1日1カ所、輪番制により検査を実施しております。

また、市民から持ち込まれた農畜産物及び魚介類については、月曜日から木曜日にかけて1日2件の検査を事前予約制により行い、金曜日には1日に約7件の予約検査を実施しております。

今後は、食品検査用放射能測定器が3台体制になったことから、霞ヶ浦庁舎への配置1台を小中学校と保育所の給食測定用として割り当て、週1回の検査回数を確保してまいります。

そのほか、残り2台につきましては霞ヶ浦庁舎と千代田庁舎に配置し、市民から持ち込まれる農畜産物及び魚介類の検査用として活用することにより、より多くの検体をいち早く検査し、市民の不安解消に努めてまいります。

次に、土壌の放射性セシウムのサンプリング調査実施についてでございますが、水田土壌中の放射性セシウム濃度の測定につきましては、以前、県内18市町を対象に実施され、水稻作付を制限する必要はないとの結果が示された経緯がございます。また、現在、土壌中の放射性セシウム濃度の規制値が明確に示されていない状況もあり、本市におきましては、近隣自治体の動向、農作物等の放射能測定結果、空中放射線量の測定結果などを総合的に判断して、現在は実施の必要性はないものと考えております。

続きまして、大きい2番の公共事業発注における地域バランスとすみ分け入札についてお答えいたします。

ご指摘のすみ分けにつきましては、前の議会でもご質問をいただき、ご意見として受けとめ、入札制度検討委員会で協議するとご答弁を申し上げましたが、その後、入札制度検討委員会を開催し、協議をした結果としましては、応札条件としてはすみ分けの原因となる要素はなく、入札執行側の考え方より応札する側の考え方の影響が強いということで、現時点では判断されておられません。

近々の入札においても、地区に関係のない結果も出ており、明確なすみ分けがされているという状況ではないと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、佐藤議員さんのご質問の中で、霞ヶ浦地区の道路工事件数及び発注総額が千代田地区より多いこと、この数値の違いについてのご質問にお答えをいたします。

道路工事に伴う事業採択に際しての優先順位につきましては、緊急車両などの進入を可能とする道路改良工事、雨水処理による道路排水整備工事など、道路整備の必要性が高いことなどを勘案し判断を行っているところであり、地区間による工事予算の平準化は考えておりません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

佐藤議員の1点目、2番、学校、保育所給食の安全確保の中の2点目、毎日継続して摂取する食材から放射性物質を取り込まないために、5ベクレルを超える米、小麦、牛乳などを給食に使用しないことについてお答えいたします。

平成24年4月1日以降の食品中の放射性物質の基準等につきましては、平成24年3月15日付食安発0315第1号、厚生労働省医薬食品局安全部長発により示されているところでございます。

現在の基準につきましては、一般食品の米、小麦につきましては1キログラム当たり100ベクレル、牛乳においては1キログラム当たり50ベクレルとなっております。現在、学校給食に使用しております米、パン及びめん用の小麦、牛乳につきましては、県内産でございまして、茨城県が検査を行い、基準を満足したものだけを使用しているところでございます。

今後におきましては、学校給食の安全性を確保するため、国の基準等の改正などに注視してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目、3番、東電への畜産及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求の現況を問うの質問にお答え申し上げます。

平成23年6月に始まりました、市の損害賠償対策協議会が受け付けを行っております農畜産物等の請求につきましては、平成24年8月取りまとめ分までの請求額累計は2億6106万1212円となっております。そのうちですが、生産者に支払いが確認できてございますのは1億5634万8145円で、支払率は約60%となっております。

今後も円滑に支払いがなされるよう、市としましても東京電力へさらに要求してまいるとともに、市の協議会はもちろんのこと、他団体の損害賠償の請求並びに放射線の対策についても努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、1点目、5番、地域に根差した自然エネルギー対策についてでございます。お答え申し上げます。

原子力発電の代替としまして、自然エネルギーである太陽光発電を推奨していくため、平成24年度から市内の住宅を対象に、太陽光発電システム設置費補助制度を創設いたしました。4月初めから受け付けを開始しまして、5月14日には当初予算の1000万円に到達したため受け付けを締め切りまして、その後さらに市民の皆様からの追加要望の声もございましたので、6月議会におきまして1000万円の追加補正予算をご承認いただきまして、現在、受け付け中の状況となっております。太陽光発電システム設置補助制度の受け付け状況から、市民ニーズに適した、本市に根差した自然エネルギー制度であると認識しております。

また、防災拠点整備の観点から、今年度と来年度の2年間にわたりまして、環境省の再生可能エネルギー等導入事業を活用し、千代田庁舎防災センター、わかぐり運動公園体育館、やまゆり館、体育センターの公共施設4カ所に太陽光パネルと蓄電池で構成する太陽光発電システムの設置を進めてまいります。学校施設につきましても、適正規模化、耐震工事、大規模改修等と調整しながら、国の補助金等を活用し、太陽光発電システムの導入を進めてまいります。ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、当市における再生可能なバイオマスの利活用につきましては、大量生産大量消費型社会

から、限られた資源を有効利用する循環型社会の形成を図るため、家庭から排出される生ごみの減量化も可能になる生ごみ処理容器等設置事業補助を実施しております。

廃食用油につきましても、家庭排水浄化推進協議会が中心となりまして、各家庭及び公共施設から回収を行いまして、肥料や石けん等へのリサイクルに取り組むとともに、霞ヶ浦の水質浄化にも貢献しております。

最後に、農業分野におきましても県の補助事業を活用しまして、市内の畜産農家から排出される家畜排せつ物の耕種農家との連携強化による堆肥の利活用、適正使用及び広域流通を促進する循環型農業を推進してございます。

今後におきましても、資源の有効利用や利用率の向上を図るため、普及・啓発活動を進めてまいりますので、よろしくようお願いいたします。

続きまして、6点目、1番、下土田の残土問題についてお答えいたします。

最初に1の1つ、施工業者からの完了届は出されたのかにつきましては、まだ提出されておられません。事業を完了させるため、これまで文書や直接訪問などにより施工業者とその代表者に対し、排水路施設設置工事の実施、のり面の芝張り工事の実施、土量及び土壤報告書の提出の3点を指導、催告してまいりましたが、大変残念ながら実施されておられません。

今後も、完了届を提出するための条件が整わないおそれがございますが、完了届が提出される可能性は低いと言わざるを得ない状況にございます。

次に、1の2つ、その後の刑事告発はどうなったのかの質問につきましては、工事を完了するために前述しました3点の要件を土浦警察署と協議を進めてまいりましたが、地権者がみずからの費用で排水路施設設備を実施しているところでございまして、市が現地に井戸を掘って定期的に地下水の水質検査を実施していること、芝は張ってございませませんが盛り土が安定してきたことなども踏まえまして、土浦警察署と今後の対応についてさらに協議していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

6点目、3番、そのほかに、残土問題にかかわる事件はないのかの質問にお答え申し上げます。

無断で土砂の搬入をしている旨の情報が寄せられた場合は、県及び市条例にのっとりまして市職員が現地等を確認し、事業施工者及び地権者等へ指導を行っていくこととなります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、佐藤議員のご質問中3点目、市立保育所の民営化についてお答えします。

さくら保育所の民営化整備につきましては、当初計画の平成24年4月スタートを1年先送りし、現在、平成25年4月の民営化に向け、運営事業者募集等の準備を進めているところでございますが、その経過説明や意見の聴取等が十分ではなかったことなどから、保護者の皆様に不安を抱かせるなど、関係各位にご迷惑をおかけしました。このことにつきまして改めておわび申し上げます。

昨年度の経過につきましては、昨年9月に議会全員協議会においてさくら保育所の民営化計画

をお示しし、保護者説明会の第1回目を9月26日に、第2回目を11月8日に実施いたしました。議会においてもご意見等をいただいたことなどから、民営化の移行を1年延長し、公立保育所の民営化全体計画の整備と合わせて推進していくことを11月の全員協議会でご説明申し上げまして、12月に保護者あて通知により周知をさせていただきました。

また2月、市立保育所運営計画を策定し、平成24年第1回定例会において、公立保育所の民営化に伴い、適正な運営事業者を選考するための、市立保育所運営事業者選考委員会条例を可決いただいたところでございます。

今年度は、平成24年5月に保護者あて通知により、平成25年4月の民営化を進める旨と運営事業者選考委員会委員の公募の実施することをお知らせするとともに、多くの出席者を期待し、6月27日の保育参観時に保護者説明会として、市立保育所運営計画や運営事業者選考に係る選考委員会設置の説明、要望等アンケートの依頼を行いました。

運営事業者選考委員会につきましては、5名の公募委員を含む9名の委員を委嘱し、8月4日に第1回の選考委員会を開催しましたが、もう一度、保護者の皆様のご意見を伺うこととなり、8月17日と翌18日に要望等のアンケートとあわせ、保護者説明会を実施いたしました。それらの意見等も踏まえ、9月1日に第2回選考委員会を開催し、運営事業者募集要項案の協議をいただき、運営事業者募集を9月中旬に開始することになったところでございます。

今後とも、保育所の効率的な運営と保育サービスのさらなる充実に努めてまいりますので、保育所民営化につきましてはご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

5点目、1番、「国民健康保険を命と健康を守る制度に」についての県内市町村の国保税課税状況についてお答えいたします。

平成17年度から平成23年度までの過去7年間の県内市町村のデータによる一人当たりの調定額の推移を見ますと、各市町村によってばらつきはございますが、平成17年度から平成20年度もしくは平成21年度まで、調定額が毎年増加しており、ピークとなりまして、その後は減少するという状況となっております。当市も同じような状況であり、平成21年度からは減少している状況でございます。

県内の市町村と比較してみますと、平成22年度では県内の最高額が11万2737円で、最低額が6万159円であり、当市は9万8779円で、県内で6番目に高い額となっております。

平成23年度では最高額が11万4957円で、最低額が5万8886円であり、当市は前年度と比べまして4,830円下がりをまして9万3949円となり、県内で13番目となっております。

次に、平成23年度の国民健康保険税の近隣の課税状況について、土浦市、石岡市と比較しますと、仮に40歳から65歳の単身者で給与控除後の所得金額が100万3200円の場合、土浦市では13万5600円、石岡市が13万6500円、当市が13万5700円となります。

同じく、40歳から65歳の4人世帯の所得金額が200万4000円の場合には、土浦市が33万900円、

石岡市が34万7500円、当市が34万3400円となり、いずれの年度におきましても、土浦市よりも高い状況でございますが、石岡市よりは安いという状況でございます。

次に5点目、2番、国保証の未交付状況につきましてお答えいたします。

国民健康保険被保険者証につきましては、毎年3月下旬に簡易書留郵便により対象となる世帯全員に発送しておりますが、不在等の理由により、今年度は155世帯分が配達されずに戻っております。このうち、窓口に取りに来られた方には随時発行しておりますが、90世帯分が現在も未交付となっております。この未交付者の中には、納税通知書等も返送されている世帯がございますので、今後は居住の実態調査等を行うなど、未交付の解消に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

[農業委員会事務局長 塚本 茂君登壇]

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

佐藤議員の6点目、2番、市農業委員会の現状認識について問うのご質問にお答えいたします。

下土田の残土問題に関しましては、事業施工者代表宅に県の担当者とともに直接訪問しておりますが、会えていないのが現状でございます。

また、地権者に対しましても、口頭及び書面により、農地としての活用できるための手続、整備を進めるよう指導しております。これからも地権者に対しまして、新たに農地転用事業計画変更申請書の提出をしていただき、早急に解決できるように県と協議しながら地権者に対し指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時43分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、佐藤議員のご質問中、選考委員会の立ち上げが遅れたことについて答弁漏れがありましたので、改めてご答弁させていただきます。

こちらの委員につきましては、5月21日に選考委員会委員の公募ということで市ホームページ等に掲載させていただきましたが、その後、保護者説明会での改めての選考委員会委員の説明、それから委員の選考等に時間がかかりましたため、選考委員会の開催、第1回の開催が遅れたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

大変失礼しました。その他に残土問題にかかわる事件はないかのご質問でございます。8月の末でございます。地元から、大平地区ででございますが、地元から土砂等搬入があるという指摘で指導している指摘でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、答弁漏れのところで、8月末というのは今年の8月末ですか。それとも、去年の8月末ですか。もう既に、これ質問するときに担当課長と話をして、こういう事実関係があるでしょうと、私も声を、タイジュという住宅にいる方から相談を受けた現場も見ているんですよ。そして逆に、環境保全課長かな、が相手の地権者に勧告書か何かを渡しているという、そういう写真も見ているわけですよ。これをきちっと事実経過を言ってくださいよ。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

今年の8月28日でございます。大平地区に土砂を積んだダンプカーが入ったので、110番通報したとの連絡がございまして、直ちに現地に来るようという指示がありまして、環境保全課の職員が伺ってございます。それで、確約書その事業主と申しますか、の方に求めまして、8月29日に、次の日ですか、確約書を提出していただいています。その後、大平地区の集落の方々とさらに県南の合同庁舎ですか、県民センターの廃棄物対策課の県職員等との協議をしております。

協議内容は、監視を県のほうへしていただくよう、主に夜間とか朝早くが多いわけですが、そういったことで県のほうにお願いしている経過がございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

後でまた質問しますけども、最初からきちっと答えてくださいよ。8月28日ということは、じゃ実際には、その前から私は相談を受けていますからそれも含めて言ってくださいね。

それでは、順次質問をしたいと思えます。

前に、東小学校の除染マニュアルにしたがわなかった天地返し措置をしたということを指摘しましたね。そのことについてはどうなりましたか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

下稲吉東小の天地がえした部分の土砂でございますが、現在はそのままの状況で完了しているのみでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それを保護者に通知をしていますか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

ちょっと、実際にその保護者のほうには通知はしてないかと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保護者に通知しないでいいのかということが問われているわけですよ。前回は私がこれを示しましたよね。こういう放射線のマップ。これは柏市の保育所なんですけれども、同じように学校でつくりなさいというふうに言いましたら、教育長はつくってあるよというふうに答えたんですね。それで、私は後で見せてもらいました。確かにつくってあったんですね。ただ、それが保護者のほうに、または一般の市民に気軽に。これはインターネットで柏市のホームページから検索して、これを取り出せるんですよ。ちゃんとここに除去した土壌の埋設場所までうたっているわけですよ。こういうことが求められているんですよ。どうですか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

はい、確かに柏市の状況、私もホームページで確認をさせていただいております。確かに地図、図面の中で、各場所の測定値が記載されておまして、非常にわかりいい図面、資料になっているかと思います。今後につきましては、そういうことも記載して、保護者のほうに公表をお願いするよう指導してまいりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

公表は当然なんですよ。6月にこうやって示してありますよという確認をしたら、すぐ行動を起こすということが必要なわけですよ。それも周知していなければ、あそこにいわれる除染マニュアルに従わなかった汚染土が埋設されているということがわからないでしょう。この点をきちっとやってください。

それで、そのほかに東小学校以外で除染した土を、土壌を埋設した箇所は、小学校、中学校、まあ保育園も含めて、ありますか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

何か所かございます。

埋設したところでございますけれども、土のう袋に入れて埋設をしてございますが、美並小学校、それと牛渡小学校、それと下稲吉東小学校。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

保育所のほうにつきましては、埋設したところはありません。現状、除染の必要な土につきましても、土のう袋に入れましてブルーシートでもって保管しているという状況でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その牛渡小と美並小学校は、除染マニュアルにしたがった埋設をしていますか。そして、それも保護者のほうには公表していますか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

美並小、失礼しました。

[佐藤議員「除染マニュアルに従ってやったのか」と呼ぶ]

○教育部長（小松崎延明君）

はい、その件につきましては、教育委員会で作成しました除染マニュアルに基づいて埋設等を行っております。

[佐藤議員「公表しているのかということなんです。いつやったんですか、埋設を」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 2時56分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

美並、牛渡小につきまして、ちょっと日にち的にはいつ除染をして埋設したかということは、ちょっと確認はできておりませんが、2月14日現在で報告をいただいております。

それで、学校だよりで内容につきましては、公表、周知を図っているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことですので、これ、この前私が質問したときに、下稲吉東小学校のことについては知らなかった、対策本部はね。今のことについては、対策本部は把握していますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

把握はしてございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回、放射能の対策の問題について私はずっとやってきているんですけども、今回の回答も全く前向きじゃないですね、国の除染マニュアルだとかね。そういうふうに独自に、小さいお子さんを持っている家庭、保護者、こういう人たちの心配をなんと心得ているのかというふうな回答ばかりですよ。これは、本当にみんな一体対策はやっているのかというふうに言われても仕方がないんじゃないですか。

私は、なぜ5センチってこだわるかという、放射線というのは距離によって二乗して逆に低くなるわけですね。近づけば近づくほどわかるわけですよ。今、前にも話をしましたように、主に雨によって放射能が低いところに流されて、それで土壤に濃縮して蓄積していると。だから、集中するわけですよ。その集中を、やはり1メートルとか50センチだけではわからないから、まずとにかくマイクロホットスポットというのを探し出すということも大事だ。

私は子どもを守るという立場に本当に立っているのか、これは疑われてもしようがないんじゃないですか。市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

教育部長、総務部長の答弁については、少し間が抜けた答弁であったと認めざるを得ません。ただし、5センチについて、あるいは地上高50センチについて、あるいは1メートルについてという基準がありますが、放射線、いわゆる放射能物質は下、地表にあるわけですね。それで、国の基準というのは1メートルとか50センチとかで、1メートルのときは0.23マイクロシーベルトですよと、それが空気線の基準であると、こういうことです。ということは、それは50センチでいったら距離に二乗するわけですから、距離の二乗した結果1メートルで0.23マイクロシーベルトということは、50センチでいったら幾つになりますかね、逆算すればいいわけですね。それで、それをさらに5センチまでいったら、距離は20分の1ですが相当高い数字になるはずですよ。それを前提にして、1メートルのときは0.23マイクロシーベルトですよということを言っているのですから、その1メートルの基準を5センチに置き換えて、5センチのところは0.23マイクロシー

ベルトだからといって、それを基準にしたらおかしいことになっちゃいます。あくまでも1メートルのときにその基準値を当てはめると、それを1年間被曝すると人体にどういう影響があるかということで算定しているわけです。だから、当然5センチのところは高いわけです。それを基準にするんだったら、最初から5センチのところを基準にして、5センチでは例えば1マイクロシーベルトはだめですよとか、それを超えたら除染しなさいとかという基準になるわけです。だから、基準というのはあくまでも距離と数値によって決まっているわけですから、その基準をもう全然距離も何も無視して、やれ5センチとか10センチとか勝手にそれをいじってやったんでは、もう基準そのものが成り立たなくなるわけでありますから、それは理屈全然、理屈通らない話でありまして、あくまでも1メートルの0.23マイクロシーベルトというのを私はかすみがうら市で採用しているという、そういうことでもあります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市政懇談会に出たときに、保護者のほうから随分強い意見が出ましたよね。放射線をいかに浴びる機会を少なくするかということなんです。それといわゆる単純に比例というわけにはいかないんですよ。つまり放射線ですから。放射線でしょう、こうじゃないですよ。放射線ですよ。そうすると、あっちこっち飛ぶんですよ。それからいうと、私の事務所の隣の、駐車場があるんですけど、そこに低いところがあるんですよ。水がたまって、またこう沈むと。土が乗っているんでね。そこをはかると、ものすごく高いんですよ。上は1メートルだと0.2だけど、50センチだと0.28なんですよ。それで、5センチだと0.6を超えちゃうんですよ。つまり、地形を見ながら低いところを中心にきめ細かく測定して、やはりそこは本当に必要だったら除染していく、側溝も、そこですよ、側溝なんかもやはり泥なんかはできる限り取っていくということが、即効性があるんです。そこが大事なんです。なぜかという、それが逆に霞ヶ浦に流れちゃうじゃないですか。だから、霞ヶ浦の汚染もそこで食いとめるというところが大事だと。ただ国の基準云々かんぬんと言っていますけれども、だから柏市の取り組みというのはそういうところにあるわけですよ。柏市はもっとすばらしいって言ったでしょう。つまり、以前の状況に戻したいというところまで言っているわけですよ。

柏市はあつという間に3,000人。あそこは人口がふえたのに、あつという間に3,000人もういなくなっちゃったんですよ。なんか一生懸命になって署名運動やった方も、柏市から出ていっちゃったらしいですよ。そういうことがあるんで、特に子どもたちに放射線を浴びないようにするという、これが大事だと。だって、聞いたでしょう、中学校で花壇や草地、いわゆる奉仕活動をやって草むしりしていると、当然放射線は低いところで浴びるわけですよ、そういう形になれば。それを市政懇談会に出て、市長、直接聞いているじゃないですか。だから基準、基準じゃなくて、基準はいいですよ、基準ですから。ただ、私がホットスポットでもマイクロホットスポットを皆探しながら除染できる場所は除染していくということが優先すべきじゃないかと。そういう姿勢が、姿勢です、取り組み、それが子どもを育てているお母さんたち、お父さんたち、この人たちの安心を逆にまあ買うというか、安心を保障することになると。だから、地域的にもPTAとかそういう方たちとも協力しながら、対策本部も入った形でやるということが必要なんじゃない

ですかということなんですよ。

この前も市政懇談会のときに、言ってましたよね。PTAにやらせろとかなんとかじゃなくて、やはり対策本部もかかわるといふことが必要なんじゃないですか。どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

また間が抜けちゃうとしようがないんで、こっちからやります。

柏市は、3,000人いなくなったって、かすみがうら市はそんなことはないわけですが、柏市は確かに高いんですね、あそこ。守谷から、桜川から向こうへ行ったら、雲が桜川から向こうへ行ったときに、柏の上空、桜川から向こうね、そのときに雨が降ったんですよ。だから、向こうは高いんですよ。だから柏市では3,000人もいなくなっちゃったというのは、私初耳ですが、確かに柏市ではそういう高いことで心配、実際も高いですから、だから心配な人は出て行っちゃったんだと思います。かすみがうら市ではそういうことはない。

それで、さっきもお話ししましたが、あくまでも1メートルというのはこれは基準であります。空気線中の1メートルの0.23マイクロシーベルトというのは基準です。

それで、これはもうくまなく全部市でやるわけにはいきませんので、市では独自の除染マニュアルというのを出して、それを市民の皆さんに配ったり各施設に周知徹底して、それに従って除染計画を立てているわけです。その除染計画に従ってさらに、除染計画に従って除染してもらうとともに、さらに心配でありますから、放射線測定器を何十台も買ってあっちこちに配って、今は市のいわゆる市役所に置いてある放射線測定器は、逆に言えば閑古鳥が鳴いております。今はもうほとんど、それを貸してくれという人は、台数は十二、三台ありますが、両方合わせて貸し出し用のやつが十二、三台ありますが、ほとんど閑古鳥が鳴いているし、市民の心配も一部には残っておりますが、大分和らいできた。さらに学校にも1台ずつ配置しているわけです。それで、学校では別に空気中1メートルのところじゃなくて、もっと、この前の市政懇談会でもそうですが、草抜きやるとこ花植えやるとこ、そういうところは学校にちゃんと配ってあるんですから、そのやるところを測ってやってくださいよ。そのために測定器を配ってあるわけです。それを一々、教育委員会の職員とか対策本部の職員が一々行って、はい、ここああですよ、こうですよってやっていたら、幾ら職員あったって足りません。それは、各学校あるいは各家庭で対応していただきましょうよというのが今の市の方向であります。ですから、決して放射能対策をないがしろにしているわけではありませぬので、その点は誤解のないようにご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう姿勢が、やはり今の子どもを育てているお母さんや、お父さんたちにもっともっと心配を増幅するといふ発言になると思ひますね。そういう意味では温度差が余りにも低い。温度差があるんだね、温度差が高過ぎますね。ですから、そういう問題になってくるわけですよ。首長の姿勢がやはり市の職員に影響を与えるんですよ。だから私は言うでしょう、市長はもっと市

の職員をきちっと働かせるように、そのトップのリーダーとしての役割を果たすべきだって何回も言っているでしょう。そこなんですよ、そこが大事だということですよ。

それで、余り長い時間取れませんので、子どもたちに放射線の実践的な学習なんかもいろいろ工夫しているところがあるんですね。この前も朝日新聞にそういう実践的な取り組みをやっていた集会有った報告がありました。これでは、子どもたちにどのような教育をしているか、私は実践的に放射線をはかる、そういう計測の体験をさせていくということも大事だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、答弁者はだれに求めておりますか。

[佐藤議員「教育長」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

子どもたちが身をもって体験するという事は非常に大事なことでと考えておりますので、これから進めていきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、内部被曝についてと、今健康調査については、これは一定程度12月の議会にある程度出して、検討の結果をだすということで、これは前向きだったというふうに思うんですよ。

今、被曝の線量調査というのをあっちこちでやっているんですね。この前、石岡のほうなんですけれども、茨大の若手研究者グループから調査依頼があったそうなんです。それで、八郷の地区のお母さんたちのグループで、1週間累積線量の調査を実施して行ったらしいんですけれども、そのうち石岡でナシをやっている農業者の方が、24時間ずっと生活記録を取りながら1週間やったそうなんです。そしたら1週間で20マイクロシーベルトという値。1年になると52週と2日ですから、単純に52を掛けると1,040マイクロシーベルトになって、1ミリシーベルトを超えちゃうんですね。石岡です。守谷だとか、それから今言った柏市という問題じゃないんですよ。

ですから、ちょっと最初にモニタリングの結果のやつを資料に渡したでしょう。モニタリングの結果を見ると、0.1っていうところがたくさんあるでしょう。それで、当かすみがうら市も0.1になっていますよね。土浦なんかはないですね。

ですから、そういうところでは重点汚染区域になったとしても低い結果があり、実際にはかすみがうら市は重点汚染区域になりませんが、0.1という高い数字にこれなっているという、こういう事実関係をやっぱり把握すべきだと思いますが、どういうふうな認識でいますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに温度差があるわけでありますが、私はこの数字を見て0.1というのは、基準は0.23ですからまあ全部大丈夫ですよという数字だと私は見えています。

それで、いわゆる0.23マイクロシーベルト、内部被曝と外部被曝は違うわけですから、今さっき、年間いわゆる放射線の高いところだけずっと歩っていて年中そこで生活していると、1,000マイクロシーベルトを超すと。すなわち年間で1ミリシーベルトを超すから、被曝限度を超すと。それはそうかもしれません。でも、0.23マイクロシーベルト、空気線中の1メートルの0.23マイクロシーベルトというのは、いわゆる標準的な生活をする場合、屋内で、あるいは学校で、あるいは家庭でと、そういう標準的な、夜は寝るわけですから、標準的な生活をするときは0.23の空気線中量であれば全然問題ないですよというのが基準です。

それで、さっき、そのホールボディカウンターの話になりますが、これは各地で幾らか始まったところがあります。これは、内部被曝の調査です。内部被曝というのは食べたものは出ちやいますから、大体通過するときに被曝するわけですね。でも、食べたものは基本的にちやう。内部被曝で怖いのは、吸い込んで、放射能そのものを、放射能を含んだりであるとか、あるいは含んだものを口、鼻から吸い込んで肺に蓄積されたときに、絶えず肺の中にたまった放射能が、今度体の中から影響を及ぼすわけです。それががんの発症やなんかになっていくということで、それが内部被曝でありますから、その心配に話が及んだんで、それは今年の12月にこういうことでどうだろうかということを議会の皆さんにお示しいたします。それで、ご理解がいただければ来年度予算に計上して、内部被曝検査をかすみがうら市もやるように、あくまでも今考えているのは希望者ということでやっておりますが、そういう今方針をお話ししたところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

温度差と言えば温度差なんですけども、つまり環境がどうなっているかという、これがモニタリング観測結果でわかるんじゃないですかということ言ってるんですよ。

例えばこれ見るように、かすみがうら市は0.103でしょう。稲敷市が0.111ということで、1を超しているところがそういう高い環境にあるということなんですよ。そういう認識が必要なんじゃないかなということです。

それと、今簡単な内部被曝の問題を言っていますけれど、やはり放射性物質についてはある程度遮へいしたり距離をとれば、外部被曝は避けられます。しかし、内部被曝の場合はいったん取り込んだら、これは簡単に外に出るってものじゃないんですね、やっぱり。これが、逆に強い放射線を直接受けて、つまり細胞が強い放射線を受けることになるわけですよ。

だから、子どもたちは毎日成長しているわけですから、こういう子どもたちが生活する環境の中では、やっぱり学校給食っていうのは大事なんじゃないかなというふうに思います。ですから、学校給食のことについては、できる限り対策をもっと強化するということが必要なんじゃないかなと思います。

時間がございませんので、これは茨大の有志の会というところで、米、小麦の放射能汚染と学校給食での使用についてということをきちっと報告書をつくっているんですね。こういうものを学ぶ。そして、これに基づいてどうなのかということで給食をきちっと改善していく。放射性物質、いわゆるそれを取り込まないようにいかに注意を払っていくかというのが必要なんじゃないかなと思いますが、どうですか。教育部長がいいのかな。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

先ほど学校給食の米、小麦、牛乳等についてご答弁申し上げましたけれども、当市におきましては米、小麦につきましては財団法人の茨城県学校給食会を通して納入されたものを使用しております。この学校給食会において毎年検査を実施しております。

それで、外部で検査をお願いしているわけなんですけど、その検査結果によりますと、20ベクレル未満の結果ということで報告をいただいておりますし、安全ではないかというふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、ここで長い時間取れませんので、よく学んでください。

それから、汚染された土壌、除染をした場合の処理のことについてなんですけども、茨城県が学校や道路、道路ですよ、通学路なんかも除染しましょうっていうふうに予算化したそうです、きょうの茨城新聞ですけども。

そうすると、こういう土なんかは通学路だったらどこに処理するんですか。やはり一定程度仮置き場を、公共施設ですよ。それから、そういうことからいったら仮置き場の仮といいますかね、そういうものを確保することが必要なんじゃないでしょうか。市政懇談会的时候にも、さくら保育所の滑り台、避難滑り台の下に置いてますけれども、そのままでいいのかという声が上がっているわけでしょう。そういうところで、きちっと遮へいをする。もしくは、こういう通学路までやる場合は、それを保管する、もしくは埋設する場所をやっぱり確保するべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

仮置き場の件でありますけど、仮置き場の難しさというのはここ2、3日大騒ぎしてありますが、例えば稲吉で出たものはじゃ稲吉の何丁目あたりに入れようとか、あるいは稲吉はうんと人がいるから田伏のほうへ持っていったらおうとか、あるいは雪入のほうへ持っていったらおうとか、そういう話になると思うんですが、具体的にじゃ仮置き場を道路のわきの、そこで処理する分にはそこで危険じゃないように置く分にはいいと思うんですよ。しかし、それをまとめて持っていくとなると、これはなかなか難しい問題だと思いますよ、同じ町内の中で、市内の中でね。場所をどこか特定するというのは、幾ら公共施設だとしても、例えば霞ヶ浦庁舎は今瓦れきを置いておりますが、あるいは千代田の公民館の後ろに置いておくとか、そういうことになったら、具体的な場所が出てきたらまとまりますか。それが今仮置き場の問題です。ですから、その発生する場所で置いてもらうというしか今は手がないというのが現状だと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう認識だから、やっぱりまずいんですよ。この前、斎場問題で随分もめましたよね、場所どこだなんてね。あれはかなり離れているところじゃないんですか。あれは公共施設でしょう。公有地じゃないですか。

そんなにたくさん、土のうが山のような状況じゃないというふうに言っているじゃないですか。だから、通学路の中とかそういうところ、なかなか埋設できないところはそういう公共施設とか、子どもたちを守るっていう立場で、そこから始まって、そこでできる限り完璧な除染した、マニュアルに基づいたものを、そこを設けてやれば済むんじゃないですかっていうことを言っているんですよ。どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

じゃ、例えば完璧な、いずれにしても完璧なものじゃないとだめだと思いますよ。コンクリートで、例えば1メートル厚さのコンクリートでがっちり覆って、完璧に絶対外へは出ない、ですから稲吉のど真ん中にどうですかって言ったら、どうですか。稲吉がだめだから雪入に持っていくんですか。

今、放射能は火葬場の問題とかあるいはし尿処理場の問題とは全然もう別です。これは次元が違います、危険度が、放射能は。だから、こういう問題よりはやっぱりもっと大きく、今この次の地震が来るか来ないかというときに、やっぱり東海をとめる。こういうことに対して力を注ぐべきであって、この今、市内で起こっているような、幸いにして、まだ幸いにしてかすみがうら市はこの程度で済んでいるわけです。ですから、これで各場所場所に対応してもらおう。

ですから、みんな大体落ちついてきたんで、たっぷり用意してある測定器もそんなに需要がないわけです。測定しよう、測定しようって、最初はそうじゃなかったですよ、みんな殺到しましたよ。でも、今はみんな大分落ちついてきたんです。それで、霞ヶ浦のワカサギの問題とかそういう問題に移っている。あるいは、果樹の風評被害の問題に移っている。そういう問題もあるということをやっぱり、自分のところさえなくなればいいという考え方では、私はこの問題は解決しない、そういうふうに思います。ですから、みんなして考えて、少しでも除染は必要なところはやる。そして、みんなして気をつけるしかないんです。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

公共的な立場が見られないということを私はここで指摘しておきたいと思います。公共的な中での問題だということですね。そこをすりかえてはだめです。そういうすりかえの論理は通じません、市民には。

それで、その原発の、その霞ヶ浦の流域の問題もやはり環境省だとか県にお願いするだけじゃなくて、やはりアサザ基金だとか市民団体と協働して取り組むということが大事なんじゃないでしょうかというのが私の考え方なんです。そういう協働して取り組むということは考えていないんでしょうか。

実際に霞ヶ浦の漁業者の心配は、非常にはかり知れないっていうんですね。河川から流れ出る泥ですか、それは1年間に約1センチから1.5センチぐらいらしいですね。ですから、今危険なんですね、だんだん危険になってくるわけですよ、泥がたまってきますから。泥がたまってくると、そこにエビとか、何ですか、ゴロですか、アミですか、そういうもの行って、そこにウナギが食べるわけでしょう。だからベクレル値が高いわけですね。特に川魚は体内に取り込むという傾向があるので高いと。海の魚と違うっていうふうなこともこの前言っていました。

そういう点で今霞ヶ浦の漁業者っていうのは何人いらっしゃるのか。そして、この漁業者との聞き取り調査なんかは行っているのかどうか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、答弁者はだれに求めておりますか。市長ですか。

[佐藤議員「答弁は市長です。漁業者が何人いるかはわからない、市長じゃなくていい」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

漁業者が具体的に何十何名いるかということは、ちょっと環境経済部から答えさせますが、霞ヶ浦のワカサギ、エビ等の汚染問題については私も大いに憂慮しているところでありますし、漁業者の方からの直接のお話も聞いております。そして、漁協のほうにも伺いまして、放射線、風評被害にはどういう、補償請求はどうなっているかと。今、市と一緒に取り組んでいるわけですが、具体的にどこまで支払われてどうなんだと、そういうことについても漁協を訪問しまして詳しく聞いております。そういったことで、大変憂慮すべき問題を私は今後も漁業者と一緒に相談に乗って対応していかなくてはならないと肝に銘じているところでございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員さんの質問にお答えします。

漁師さんでございますが、霞ヶ浦漁業協同組合かすみがうら市支部から確認を取った数字でございます。159人でございます。参考ですけども、水産加工が12社というようなことで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

協働して、県とか環境省は動きが悪いんでね、そういう市民団体と協働するという点については、ちょっと市長どうですか。話し合いぐらい持ったらどうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私はあらゆる方と話し合いを持つことは大いに、いつでもそういう姿勢であります。もちろん、特に東海をとめることについては市民団体等と一緒に進めていかなくてはならないと思っていますし、また具体的に霞ヶ浦の水産に従事する漁業者なんかにつきましては、つけ加えますが、今の風評被害の程度からいいますと、推しはかりますと、もう壊滅的な、壊滅というのはいわゆる漁業者の存続そのものが危ぶまれる状況にまで今追い込まれていると、漁業者の年齢を考えると、そういうことを考えると非常に憂慮すべき事態です。ですから、それを今食いとめるのには、もう補償しかない。ですから、十分なる補償を、しかも早目に東電からの支給を得るということが今は喫緊の課題だと思っています。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと何分ですか。

[「17分です」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

ちょっと省きます。

あと、入札の問題であります。お手元に資料をお配りしていると思います。

7月26日の結果と8月22日の結果についてなんですけれども、これ一般競争入札で、配水管、水道の工事ですね、配水管の工事なんですけれども。一つは6号なんですけれども、24単独第6号ですね。ここでは服部設備が落札をしております。最低制限価格がありますが、それからあと残りはみんな失格になっているんですね。こういう事実があります。一方で、24年度の霞ヶ浦第5取水改良工事なんですけれども、これは失格は予定価格よりも超えた、つまりこれを見ますと100を超えているところが失格になるわけですね。予定価格より上になるという状況なんです。それで、ここで取ったのが中川理水建設です。この中川理水建設っていう会社は土浦の会社だと思いますが、これは中川ヒューム管と関係ございますか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

関係があるかないかは存じ上げておりませんが、中川という会社名でございますので、そういったグループの中の会社かなとは思っております、はい。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、非常にこの問題から見ると面白い傾向があるんですね。その前の第4号は、これも同じように落札しているところが1社なんです。これ新和工業ですね。後はみんな失格なんです。予定価格よりも超えているんですね。見ますと落札率が98.97、予定価格に対して。

だから、公表したってこういうふうな、こういうふうなやり方取るとちゃんと高く落札できるんですね。一方で、これは今6号のことを言いましたが、6号のほうは逆な意味で、最低制限価

格より下が失格という状況になると、落札率は非常に低くなるという傾向があるということなんです。

ですから、一概に公表すれば落札率が下がるというわけじゃない。やはり落札率を高くするための手法も、こういう形でやられているのではないかというふうに思われます。

これも、もう一つなんですけど、8月22日単独7号ですね。これも同じ傾向なんです。これは千代田地区が多いですね。ここも皆さんわかりますように失格なんです。でも、1社取ったのが木間塚電機商会なんですけども、これが98.13なんです。一方で、この配管の9号については、同じように予定価格よりもぎりぎりを取っていますが、逆に最低制限価格に近いところを取っている会社があるんですね。鈴木機工というところなんですけど。この鈴木機工というのは石岡の業者だというふうに聞きますが、これは指名競争入札なんですけど、石岡の業者だというふうなことは、これはどういうことでしょうか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

ご指摘のとおり、石岡の業者でございますけれども、かすみがうら市内に営業所のある業者でありまして、今回の一般指名につきましては、管工事組合の漏水当番をしているものとして、一般競争入札をしております。その関係で鈴木機工が入っているということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、管工事組合側から要請があったんですか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

はい、要請書ということが提出されております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

要請されてこういうふうに指名をするということになりますと、いわゆる500万円未満は市内本店が入札条件ですよね。それで、鈴木機工っていうのは、これ初めて落札をしたんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

今までのちょっと経過は承知しておりませんが、今年度が初めてでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、そういう、ある業者からその話を聞いたんですよ。ですから、こういう指名競争入札っていうのは、意図的にやってしまうと談合を誘発するんですよ。こういう談合を誘発するということ自体が問題ですので、やっぱり指名競争入札は廃止をするという方向にしたほうがいいと思います。指名競争入札はやめる方向という答弁でしたっけ。確認します。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は検討委員会の結論は、今のところは当面まだ一般競争入札にはしないということですが、私の希望としては、何回も指摘も受けておりますし、別に一般競争で、130万円以上一般競争で全然問題ないと思いますので、そういう方向にしたらということは意見としては申しておりますが、なかなか検討委員会でそういう結論を出していただけないのが現状であります。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

入札検討委員会におきまして、建設工事に関しては基本的に一般競争入札とするが、応札基準を見直し、今事務局案を作成し、次の委員会でその決定するというような検討委員会での案が出されております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

できる限り急ピッチで。発注の状況なんですよ。これ平成17年から23年度出してもらったんですね。道路関係なんです。それで答えは、優先順位だと、必要性から出発していると。地域間の平準化は考えていないという答弁でしたね。

でも、すごいですね、件数が271件のときに、霞ヶ浦地区は148件で54.6%。そして、金額はどうかというと、17年から23年、合併後ですね、44億4000万円ぐらいなんですね。そのうちの62.8%が霞ヶ浦地区なんですね。そういう意味で、かなり霞ヶ浦地区に工事が多く発注されているという実態がある。ということは、千代田地区にはそういう要求というのは優先順位として扱うところが少ないという意味なんですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

合併後の平成17年度、18年度につきましては、両地区に建設事務所及び建設課が配置されております。千代田地区に比べ霞ヶ浦地区におきましては、旧霞ヶ浦町からの継続を含めた事業計画に基づき、歩道設置等による工事費がかさむ拡幅工事が整備されたことの一因であると考えております。また、平成19、20年度につきましては、霞ヶ浦地区による合併特例債事業市道④2644

号線整備による橋梁を含めた道路しゅんせつ改良工事による事業費も増大し、千代田地区との発注額に差が生じた結果と考えられます。

以上のことから、相対的に発注件数、発注総額とも霞ヶ浦地区が多くなっている現状でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

お聞きしますが、千代田町と霞ヶ浦町が合併するとき、いわゆる建設事業債というか、一般公共事業債、一般単独事業債、これは建設にかかわると思うんですけども、これは16年度末では幾らぐらいだったのでしょうか、それぞれ。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

合併当時の起債状況でございますけれども、一般公共事業債につきましては、旧霞ヶ浦町が3773万1000円、旧千代田町が2億4586万5000円。それから、一般単独事業債もメニューがたくさんありまして、その中に地方道路等整備事業債というのが含んでおりますけれども、そこまでは内訳は出しておりません。一般単独事業債につきましては、旧霞ヶ浦町が48億597万6000円です。旧千代田町が24億9469万5000円。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、単独でこういう事業を行うということは、財政力関係なく霞ヶ浦地区のほうは工事が多かったんですね。これがまだ続いているということではないでしょうか。

実は私、談合問題で裁判をやったんですね。この裁判は、発生元はもともと霞ヶ浦の問題だったんですよ。やはりそのときに霞ヶ浦地区は業界主導の談合体質。千代田地区は鈴木前々市長の逮捕に見られるように、官製談合だったんですね。その旧霞ヶ浦の告発する文書が、私09年の5月にファクスでいただいたんです。これは裁判のときに提出をしておきましたけれども、このときもどちらかという住民の要望じゃなくて、そういう業界トップのほうの主導によってつくり上げて工事を作成するという、そういう実態があったということがやっぱり上げられていると思うんです。やはり財政力に見合っってこういう工事をしていくっていう、そういう方向を今後考えていかなきゃいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、答弁者を指定していただけますか、総務部長でよろしいですか。

[佐藤議員「市長がいいんじゃないかな」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長がいいですか。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大金、大金っていうか、多くの事業費を要する道路等につきましては、ある程度長期の事業計画ですか、事業実施計画とかに基づいてやっているわけでありまして、そうした際にその地域バランスとかそういうことを今さら考えるのではなく、やはりその必要度、事業の必要度に応じて考えていくという姿勢が大事なんではなかろうかと思います。

ただ、私が就任して2年になりますが、まだまだ継続案件が、以前から引き継いだ継続案件がございます。例えば新治橋にしても西成井の道路にしても、あるいは加茂の環境センターへの道路についても継続案件であります。これについては、相当の事業費も要しますし、新治橋が終われば、じゃ次の目玉っていうか大きい仕事は千代田地区には多分なくなるとは思いますが、道路では大きい事業費はなくなりますね。小さいところは結構あるでしょうけど、それは地区のバランスとかそういうことを考えてやるものではなくて、やはり必要度に応じて次の事業計画を立てていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと何分ですか。

[「9分です」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

あと9分。じゃ、ちょっと。

そういうことで地域的なバランスもありますが、本当に必要なかどうかということを検証しながらやっていただきたいというふうに思います。

市立保育所の民営化についてですけれども、かなり厳しい意見が出たのは聞いていらっしゃると思います。ある委員がこう言っていました。そもそも保護者の方々の理解が得られてきているという前提でお話が進んでおりますが、民営化が必要なかどうか、賛成なのか反対なのかということさえ保護者に問われていない。本当に保護者の意見を尊重するのであれば、質疑応答をする機会を設け、メリット、デメリットについてもアンケート結果などをもとに十分な説明がされた上で行われるのではないかと思います。しかしながら、そのような場もなく1年先延ばしになって、何の変化もなく今回に至っている。こういう厳しい意見が出されました。

私12月の、去年の12月にさくら保育所の民営化についても、市長に質問したんですよ。そのときに、結果的に保護者の方々から理解を得られなかったというふうに言って、保健福祉部長は計画を延長して保護者との共通理解を図った上で実施することにいたしましたというふうに言ったんですよ。どうですか、これについて。12月議会以降、保護者の説明会やっていませんね。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今のお話がありましたとおり、市のほうからは12月に保護者に対しては通知を行っただけでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

答えになっていないでしょう。だからこういうことを言うんですよ、これ。また。急いでやる必要ないだろうし、財政的に本当に逼迫しているのか財政課に確認したところ、そのようなことはありません、では、早急にやらなければならない理由があるのですか、ありません、ということでした。予算がないわけではなく、保育にかける枠を取っていないだけじゃないですか。何が何でも来年4月から民営化スタートする、これが本当に行政のやることでしょうか。保護者の理解、また本当に必要性というのが十分に納得されないまま進めるってということについて。ですから、私は答申のときも、どうしてもっていう場合はそういうスケジュールを少しずらしてもいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

さくら保育所の民営化計画につきましては、私も前任者からの引き継ぎを受けて、本来であれば今年の4月から民営化されているはずであったんですが、昨年秋に1年先送りの決断をしたところでございます。そして、その1年先送りしたことによって、保護者あるいは地域の方々の十分な理解を得た上で、来年の4月に実現したいということで、事務方には指示をしていたところであります。

今回、事業者の選考委員会の様子を聞きまして啞然としたわけではありますが、今、佐藤議員ご指摘のとおり、昨年1年先送りしたときに、もうすぐそのときにでも保護者に説明会をやるべきであったと。さらに2回、3回、5回と保護者の説明会をやるべきであったとあります。本当にこれは職務怠慢と言われてもいたし方がないと、私もその責任は痛感をいたしております。

しかし、この民営化について必要ないと、財政当局がもしそういうことを言ったとすれば、それはだれがどう言ったのかは後で確かめますが、そういうことはありません。これは、以前からもう議員の皆さんは十分ご理解いただいていると思いますが、坪井市長の時代から霞ヶ浦地区においては民営化を進めましたし、この千代田地区においても民営化を進めると。それで、民営化について重大な問題があるとは私は思っておりません。土浦では保育所は全部民営であります。多分全部民営であろうと思います。全部ですよ。

[「違います」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

1カ所だけ違いましたっけ。

[「神立とか真鍋とかいろいろありますよ。いえ、違います」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

違う。ああ、そうですか。じゃ、これは失言であります。取り消します。

民営化と公営の保育所で、全然民営化の保育所のほうがサービスが悪いとか、いわゆる利用者にとってその問題があるということは聞いたことがありませんし、むしろ民営化のいい面が強調

されることが今は多いわけであります。

そういった意味で、この民営化の計画については遅らせるつもりは今のところ全然ありませんで、とにかく遅れてしまった地元の理解を得るために最善の努力をせよということを事務方には申しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

来年の4月1日というのは動かさないっていうことなんで、そのためにいろんなスケジュールをかなり追った追った形でやっております。ただ、やっぱり心配なのは、子どものことが中心ですから、引き継ぎ期間をやっぴり十分にとっていくということも必要だと思えます。これに対して市長どうですか、引き継ぎ期間のことについて。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今考えておりますのは、場合によったらですが、公立の保育士の方が3月31日で引き揚げるということではなく、場合によったら、いったん引き揚げることは引き揚げますが、いつでもサポートできる体制を数カ月は、その保育所を注視する意味でですね、そういう体制を整えてはどうかという議論を今担当課を中心にしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、十分な引き継ぎ期間のことについては選考委員会の中で進めていきたいと思えます。

いじめ問題については、なかなか難しいという課題だと思えます。日本共産党は、もう既に1995年5月4日にいじめ問題について、人間を大切に教育の実現こそいじめ問題克服の道ということで、ポイントを5つほど上げております。時間がないので、これは後で教育長のほうにお渡しをいたします。

そこで、私がポイントで大事なところは何かというふう感じたのは、これ3つ目のことなんですけれども、子ども自身の取り組みを教師、父母、地域が支え励まし、子どもたちの意見を尊重することだっていうことなんです。これについてどうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

教師からの指導ばかりではなくて、子どもたちの自浄能力といいますか、自治能力を高めていくということは、これは非常に大切なことであります。子どもたちの中から沸き上がっていじめをなくそう、それからいい学校生活をつくり出していこうという考えが出てくることは非常に大事なことであります。

具体的に、今年10月末か11月までには、11月には県の教育強調月間ということなんです、各

中学校、4中学校ごとに生徒会を中心にフォーラムを開催する予定であります。また、日程は千代田中だけが11月18日の土曜日ということで決まっておりますが、ほかはなるべく土、日に開催してもらいたいと思っておりますが、生徒会が中心になって、それは名前はいじめ撲滅フォーラムになるか、学校生活改善フォーラムになるか、それはわかりませんが……

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時57分

再 開 午後 4時09分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

延会について

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

本日の会議は、停電のため、この程度にとどめ、延会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認め、さよう決しました。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

○議長（小座野定信君）

今回は、あす9月7日午前10時より、引き続き佐藤議員の一般質問より行います。

本日はこれにて延会します。

ご苦労さまでございました。

延 会 午後 4時10分